

『公家衆御参向之記』と近世後期平戸藩松浦家の馳走役

【附載】御馳走人任命一覧

望田 朋史

論文要旨

公家衆の江戸参向とその応接に当たる御馳走人の任命については、松岡辰方（一七六四—一八四〇）の『公家衆御参向之記』により概ね知ることができる。先行研究で使用されてきた西尾市岩瀬文庫所蔵本は松岡没後の幕末まで増補されているが、書写の経緯は不明である。この写本以外にも松浦史料博物館・慶應義塾図書館・国立公文書館が各々異本を所蔵しており、成立時期の異なる各本の調査により松岡の作成経緯が判明した。松岡は文化二年（一八〇五）にいったん脱稿した後、同一四年に平戸藩松浦家に関係する人物の求めに応じて、正徳元年（一七一）以降分のみを記した一冊本を作成した。隠居の松浦静山の知識欲を満たすのみならず、柳之間席大名でありながら藩主が久しく公家衆馳走役を勤めていなかった平戸藩にとって必要な資料であり、藩内ではさらに、同書を典拠にしたと思われる「伝奏御馳走人御勤之御家」という殿席別に列挙した名簿を作成している。

御馳走人は宝永末年以降、万一の際の交代要員として「代り」も同時に任命されるようになる。「代り」も含めて御馳走人の席順は柳之間席大名の間で度々問題となっており、この問題への対処のためにも近世後期の同席を主導する平戸藩松浦家は『公家衆御参向之記』を必

要としたと考えられる。しかし同書には本役と一緒に任命される「代り」は記載されず、御馳走人の情報について不正確な部分がある。「代り」及び『公家衆御参向之記』では判明しない大名を出来るだけ網羅した公家衆御馳走人任命一覧を掲載する。

キーワード【御馳走人、『公家衆御参向之記』、松岡辰方、平戸藩松浦家、柳之間席大名】

はじめに

江戸開幕以来、幕末に至るまで公家衆はほぼ毎年江戸に参向した。幕府が朝廷に派遣する年頭使に対する答礼のために武家伝奏が勅使として参向し、上皇からは院使が遣わされ、摂家や親王、門跡も参向することがあった。幕府はこれらの公家衆に御馳走人を付けて応接に当たらせた。この公家衆馳走役は在府中の大名課役の一つであり、外様小藩主である柳之間席大名が勤めることが多かった。

大名課役は、その負担に着目すると莫大な出費を要する手伝普請から合力米の支給を目当てに大名側が待望した大坂加番まで性質に差があり、大名当人の負担にも大きな違いがあった。⁽²⁾ 在府中の課役の中では、実務遂行能力の無い幼年大名も任じられる方角火消・火番などとは異なり、公家衆馳走役は成人大名が自ら勤めなければならず、実際に誰が勤めていたのかを確定させることは他の課役との関係を考える上でも必要であろう。近年の大名課役研究では、類似性のある課役を比較して、その賦課における相互の影響を追究する研究も発表されている。⁽³⁾ 公家衆馳走役の場合は、在府中の勤役であることや担当大名間の情報共有という点からは江戸城諸門の門番役との類似性が見られ、門番を勤めている大名が馳走役を拝命したことににより門番を免ぜられる事例も確認できるが、門番役に比べて基礎研究が十分に進んでいるとはいえない。⁽⁵⁾

如上の研究状況を鑑みて、本稿では公家衆馳走役の任命状況を明らかにすることを第一の目的とする。⁽⁶⁾ 公家衆の江戸参向及び幕府による御馳走人の任命についてまとめたものとしては故実家の松岡辰方（一七六四〜一八四〇）が作成に着手した『公家衆御参向之記』が知られ、主に西尾市岩瀬文庫所蔵写本（以下、岩瀬本と略記）が研究に使用されている。岩瀬本は松岡没後の幕末期の情報まで増補され、明治期以降に作成された写本であることは明らかであるが、原本の所在と松岡の作成経緯については詳らかではない。岩瀬本よりも成立の早い『公家衆御参向之記』を三機関が所蔵していること

を確認したので、各本の検討により同書の成立事情を検討すること
を第二の目的とする。結論を先取りすると、同書の成立には平戸藩松浦家が関わっていた可能性が高い。公家衆馳走役に任じられる柳之間席大名である平戸藩松浦家が同書を手に入れたことに着目して、近世後期に松浦熙が勤めた馳走役、それに対して大いに興味を示す隠居の父清（静山）、及び同書を参照して家中で作成された御馳走人大名リストについても言及する。

一・『公家衆御参向之記』について

『公家衆御参向之記』は久留米藩士で故実家として知られる松岡辰方が作成した年表形式の一覧表である。上から順に参向年、参向目的、勅使・院使等の別、参向者名、御馳走人任命日、御馳走人名の欄があり、その下には「御着日」「御対顔」「御儀式」「御饗応」「御返答御暇」「東叡山」「増上寺」「雑事」「御発足」の日程欄が設けられている。研究に使用されてきた岩瀬本のほかに松浦史料博物館所蔵本（以下、松浦本と略記）・慶應義塾図書館所蔵本（同、慶應本）・国立公文書館内閣文庫所蔵本（同、内閣本）が確認できる。内閣本以外は年表部分の頁構成が同一であるが、記載情報の下限は後述するように各々異なる。冒頭に記された凡例によると、いったん成立したのは文化二年（一八〇五）であるが、慶應本によると、さらに文化一四年（一八一七）に松岡は「享保以前の事、今の例と

志^{〔し〕}かたし」として、正徳元年（一七一二）以降の部分を「或人の乞にまかせ」一冊に仕立て直した。この文化二四年成立本にも文化二年本を簡略化した凡例が冒頭に記されている。

まず、文化二年脱稿の凡例を、松岡没後の記載が無く、他本に比べて脱落も少ない松浦本から翻刻紹介する。さらに各所蔵本について、その記載情報と特徴を確認する（翻刻には他本との文言の異同等について傍注を適宜付し、全一二箇条の一つ書きは便宜上①②に改めた。①②以外の割書はへで示した）。

(1) 慶長八年

東照宮様將軍 宣下の時、

勅使伏見に参向し給ふを初とし、今年に至り二百三年の間、恒例・臨時ことくくするすといへとも、記録全所見なきによつて、明暦の頃までハ闕漏多し、ゆへに其事の有へき年にハ大間をとりをく也、

(2) 勅使、院使、法皇・本院・新院・東宮・親王使、大女院・女院・新女院・大宮・中宮・准后・女御使等御参向の事、恒例勅使・院使計二て、其餘の御所く者、勅使兼給ふなれとも、御即位・將軍 宣下等其外御大礼の時には、御所くより別に御使御参向あり、

(3) 御登城の事者、御對顔（此時年始已下の御口上あり）・御能（此時七・五・三御饗応、御酒被進事あり）・御返答（むかし

ハ勅答と云、御返事^{〔内閣本脱落〕}被仰含なり）都合三度也、御返答の時、御暇被 仰出、拝領物あり、

(4) 撰家并大臣以上親王方・宮御門跡・撰家御門跡・准御門跡等御對顔、御能、都合二度御登 城、御暇も上使を以て、セ出され、御拝領もの有、其余御自分参向の公卿殿上人御暇の日御登 城あるなり（撰家方者三位中将二而も上使を以て拝領もの有）

(5) 御馳走人の事、右大臣以上・撰家・門跡以上へお、セ付らるゝ事也、内大臣にては御馳走人なき事なり、

貞享三年^{〔正しくは貞享二年〕}、花山院内大臣定誠公御参向の時、御馳走人被仰付、後日間違のよし止らるゝ事あり、是等内大臣にて御馳走人なき事明白也、

(6) 御能の事、御使の外ハ撰家方・親王方たりとも不時御参向の時ハなし（むかしハ有りたる事もあり、又御能なく御饗應計の事もあり）

(7) 御贈官位の時、御参向者上使を以て御暇被 仰出、拝領物有、家司拝領物も演達あり（昔ハ御登城有し事もある也）

(8) 享保七年、勅會御法事御辞退、萬部讀経を止らるゝといへとも、東照宮様御法事ハ尔今勅會也、

(9) 御大禮の度毎、その役名をしるして、称号・官名をしるさるゝハ、記録にミへすといへとも、先例を押してしおくもの也、^{〔岩瀬・内閣本「しるさるゝるは」内閣本「ミへさるゝ」〕}

(10)

勅會御法事ニ宮御参向有、執綱・執蓋の人参向なき事有、又宮御参向なく、執綱・執蓋の人はかり参向有事ありへ増上寺御法事に智恩院宮御参向なきハ、宮御一方ゆへ御差合ある事もあるへし

(11)

御門跡の事、

圓融院天台 梶井宮ト云

青蓮院天台 栗田口宮ト云

輪王寺天台 日光宮ト云

聖護院天台 本山修驗頭

仁和寺真言 御室宮と云

一乗院法相宗 南都ニ有

是等宮御門跡なれとも、撰家方御入室あれハ撰家門跡の列に入玉ふ事、
(内閣本「東なり」)

圓満院天台

勸修寺天台 山科御門跡と云
(岩瀬本「随心寺」)

随心院

実相院天台
三寶院真言 當山修驗頭
醍醐御門跡と云
大乘院

是等撰家門跡なれとも、親王方より御入室有ハ宮御門跡の列に入たまふなり、

圓融院・妙法院・青蓮院、是を天台の三門跡と云、曼殊院・輪王寺、都而五ヶ寺何れも天台座主ニ補給ふ、仁和寺・大覚寺・随心院・勸修寺・三寶院ハ東寺の門跡なり、
(内閣本「五門跡」)
聖護院・圓満院・実相院を三井寺の三門跡と云、一乗院・

大乘院を南都の両門跡といふなり、又毘沙門堂御門跡ハ撰家門跡なれとも、輪王寺御門跡御兼帶故、宮門跡に列せらるゝなり、又智恩院御門跡者代々関東御猶子なり、亦一乘院寛慶は萬松院殿義晴公の御子、圓満院教助大僧正も普廣院殿義教公の御猶子、常尊大僧正ハ靈陽院殿義昭卿御孫、
(岩瀬本院説、内閣本は傍に押入「大僧正は脱落」)
実相院義尊大僧正も靈陽院殿義昭卿の御孫なり、されハ此三門跡を其頃は公方門跡と云しにや、圓満院・実相院は御當家ニ至りても、格別に御したしみ深き事与見へたり、

西本願寺西六条ニ

專修寺伊勢一 身田ニ有

興正寺西本願寺 境内ニ有

是を准門跡と云、是等の御門跡皆御参向あり、

錦織寺近江木部ニ有 准門跡

蓮花光院安井と云准門跡、今ハ撰家門跡ニ入

此両門跡参向の事なし、

日光例幣使、正保三年の勅詔に、来年より年毎に奉幣使あるへきよし也、是を別冊ニ附録すといへとも、其事ある年者別にしるす、
(内閣本「年計ハ」)

文化二年乙丑七月十七日

(内閣本脱落)
筑後久留米倍臣
(内閣本「松岡清助丹治殿」)
松岡清助

各本の特徴について、年表の記載下限の早い順に簡潔にまとめる。
各本の筆跡・体裁については次頁写真参照。

①慶應義塾図書館所蔵本

魚菜文庫（旧称石泰文庫）書架番号242-632。同文庫目録によると、昭和五四年（一九七九）料理研究家田村魚菜から寄贈された一六〇〇余点の中の一冊。魚菜が入手する前は、石井治兵衛家所蔵本で、関東大震災と戦災により大部が失われたが、石井泰次郎による書写本が多く残されている。一冊。五二丁。虫損有るがほぼ判読可能。表紙左上に「公家衆御参向之記 松岡辰方編」。冒頭に、岩瀬本三冊目冒頭とほぼ同内容文が以下の順に記載される。

「慶長八年 ^{〔平出〕} 東照宮將軍宣下の時。勅使伏見の御参向を初めとして

今に至るまで、其年々を志るし置といへども、明暦の頃迄闕漏多し、又享保以前の事、今の例と志かたし、依て正徳より此方、或人の乞にまかせ、稿考正して一冊とす」（以上の部分のみ岩瀬本三冊目には記されず）、続いて(8)の同文。(3)・(4)・(6)の要約。(5)とほぼ同内容文に「撰家・門跡は私に御参向といへとも、御馳走人被仰付」という文化四年本には無い記載が加わる。(7)の要約を挟み、また文化四年本には無い「御大禮の度々、其役々にて、御参向有は、位次によりて記すべきなれども、事紛らはしきによりて、御衣文、御身固、御位記は其役の順に記す」。最後に「日光例幣使は卷末に別に記す」とあるが、実際には同書卷末に日光例幣使一覧は無い。「文化十四年八月 日 松岡清助丹治辰方」。

二丁目以降は正徳元年〜文政五年の年表。最後五丁は罫線のみ。

②松浦史料博物館所蔵本

史料番号I-4 (ハ) 7-6。全三冊。いずれも縦二四×横一七センチメートル。⁽⁷⁾ 各冊の表紙左上に題箋「公家衆御参向之記 一」「公家衆御参向之記 二」「公家衆御参向之記 三終」。各冊の内容は一冊目六〇丁に凡例と年表（慶長八年〜慶安四年）、二冊目四四丁に年表（承応元年〜宝永七年）、三冊目六七丁には年表（正徳元年〜天保八年）と罫線のみ五丁を挟み末尾に日光例幣使一覧（正保四年〜天保八年）。記載下限の天保八年（一八三七）は松岡存生で、平戸藩主松浦熙が左大臣二条斉信の馳走役を勤めた年である。本書はこの時の「御馳走直勤留一式」と一緒に木箱に収納されている。⁽⁸⁾
凡例部分では、門跡を列挙する(1)の「随心院」と「大乘院」の下が本史料では空いているが、岩瀬本・内閣本には「随心院」（岩瀬本は「随心寺」）の下に〈真言、小野御門跡と云〉、「大乘院」の下には〈法相、南都に有〉と割書がある。

③国立公文書館内閣文庫所蔵本

請求番号145-1089。一冊。一四六丁。表紙左上に題箋「参向名簿 完」、同左下に「廿四」。凡例部分は門跡の紹介などを改行せず詰めて記すが、文言は松浦本一冊目と岩瀬本一冊目の文化二年凡例とほぼ同じ。年表冒頭の「公家衆御参向之記」と他本に記される箇所は削除されている。年表の寛文末年と延宝初年の間に、本書の作成経過が次のように記される。

[illegible]

慶長八年
 東照宮將軍室下り時、
 勅使、伏見の御参向を初めとして、今に至るまで、其年々をふらし置こ
 いへども、明暦の頃迄、翻漏多し、又喜保以前の事、今の例とふかた
 し、依て正徳より、此方、或人の口によれり。猶考正して一冊とす。
 一喜保七年、勅命、御仕事、御参向、萬部請廻を止らうといへども
 未照宮攝、御仕事は、今に初會なり。
 一御参向の事、御参向、御能、御返答、御暇、都合三度あり。大層以上、
 親王方、御門殿方、は上使を以て御禮被仰出、御参向物、自こしより
 別に御参向あり。上使を以て御禮也。
 又御能は、御自分、御参向あり。

①慶應義塾図書館所蔵本 ※ 同館提供高精細画像
【右】冒頭 【左】年表冒頭（正徳元年部分）

[illegible]

一、延長六年
東照宮様御宣旨 宣下の付
勅使伏見より奉向し、
二百三年の男恒少藤村より、
心磨の匠より、
有つて、
勅使院史法皇、
女院新女院、
恒例勅使使に、

②松浦史料博物館（平戸市）所蔵本 ※二〇二〇年一月筆者撮影
【右】一冊目冒頭 【左】三冊目冒頭（正徳元年部分）

年	頭	御	位	正徳
慶長八年	東照宮御將軍	東照宮御將軍	東照宮御將軍	東照宮御將軍
二百三十九年	順例	順例	順例	順例
記録	全	全	全	全
申	入	入	入	入
一	物	物	物	物
二	日	日	日	日
三	月	月	月	月
四	日	日	日	日
五	月	月	月	月
六	日	日	日	日
七	月	月	月	月
八	日	日	日	日
九	月	月	月	月
十	日	日	日	日
十一	月	月	月	月
十二	日	日	日	日
十三	月	月	月	月
十四	日	日	日	日
十五	月	月	月	月
十六	日	日	日	日
十七	月	月	月	月
十八	日	日	日	日
十九	月	月	月	月
二十	日	日	日	日
二十一	月	月	月	月
二十二	日	日	日	日
二十三	月	月	月	月
二十四	日	日	日	日
二十五	月	月	月	月
二十六	日	日	日	日
二十七	月	月	月	月
二十八	日	日	日	日
二十九	月	月	月	月
三十	日	日	日	日

一慶長八年
東照宮御將軍
初
二百三十九年
順例
記録
申
一物
東照宮御將軍

③国立公文書館内閣文庫所蔵本 ※ 同館デジタルアーカイブ公開画像
【右】冒頭 【左】正徳元年部分

年	頭	御	位	正徳
慶長八年	東照宮御將軍	東照宮御將軍	東照宮御將軍	東照宮御將軍
二百三十九年	順例	順例	順例	順例
記録	全	全	全	全
申	入	入	入	入
一	物	物	物	物
二	日	日	日	日
三	月	月	月	月
四	日	日	日	日
五	月	月	月	月
六	日	日	日	日
七	月	月	月	月
八	日	日	日	日
九	月	月	月	月
十	日	日	日	日
十一	月	月	月	月
十二	日	日	日	日
十三	月	月	月	月
十四	日	日	日	日
十五	月	月	月	月
十六	日	日	日	日
十七	月	月	月	月
十八	日	日	日	日
十九	月	月	月	月
二十	日	日	日	日
二十一	月	月	月	月
二十二	日	日	日	日
二十三	月	月	月	月
二十四	日	日	日	日
二十五	月	月	月	月
二十六	日	日	日	日
二十七	月	月	月	月
二十八	日	日	日	日
二十九	月	月	月	月
三十	日	日	日	日

一慶長八年
東照宮御將軍
初
二百三十九年
順例
記録
申
一物
東照宮御將軍

④西尾市岩瀬文庫所蔵本 ※ 同文庫提供複写物
【右】一冊目冒頭 【左】三冊目年表冒頭（正徳元年部分）

「此一帖者享和二年戊の春、明暦元乙未年より享保の初までをしるし、又文化元甲子元日、宝永元甲申年より享和三癸亥の年まで凡百年の間再校して三月七日草稿畢ぬ、又今年季春の初より慶長八年を初、諸家の記録を参考して五月十五日より草稿を初、七月十五日に畢ぬ、よてこゝにしるし置といふ、文化二年乙丑七月廿一日 松岡清助丹治辰方（花押）」

年表の文化六年までと同七年以降の筆跡が全く異なるが、天保一三年分まで記載。その後ろに朱筆で「嘉永六丑年八月十八日着、廿一日増上寺参堂御贈官位」とあり、「勅使 徳大寺前内大臣殿」以下四名の参向公家の名が記される。巻末に「右文化七庚午年以下堀五弓豊太郎所蔵公使参向年表補写 明治十二年二月」とあるので、文化六年まで記された写本に同七年分以降を五弓久文（雪窓、一八二二—一八六）所蔵本から写して明治期に作られたものである。なお、『公使参向年表』は五弓が羽中八幡神社（広島県府中市）に設けた文庫の蔵書で、現在は広島県立文書館に寄託されている⁹⁾。

年表には朱筆で随所に加筆と訂正が入れられており、書写しただけではない独自調査の内容が含まれる。正徳元年の新女院使馳走役「北条遠江守氏朝」（河内狭山藩主）が記されるのは本書のみ（前頁写真）であるように、他本では空欄でも記載されている箇所がある。

④西尾市岩瀬文庫所蔵本

函番号（資料番号）83-27。全三冊。いずれも縦二三・七×横一六・五センチメートル¹⁰⁾。表題無し。一冊目六〇丁、二冊目四四丁、

三冊目六五丁。

岩瀬文庫を創設した岩瀬弥助（一八六七—一九三〇）が入手し、大正一五年（一九二六）一二月一九日付で同文庫の原簿に登録。『公家衆御参向年表』と表記されることもあるが、この書名は入手した弥助が付けたもので、『岩瀬文庫図書目録』（明治四一年初版、昭和三〇年改訂）に掲載された書名である。同文庫では弥助に敬意を表し、現行の「西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース」においても「旧書名」として残している¹¹⁾。本書自体には「公家衆御参向年表」とは記されていない。同データベースで「書写の様子より、天保九年頃成立本に同一人物が後年増補を加えたもの」と説明されるように、松岡辰方没（天保一二年）後の情報も文久二年（一八六二）分まで記載。松浦本と同系統本を明治期に硬筆で書写したのか。一冊目冒頭の凡例部分は用字の異同のほか加筆・脱落箇所が多見られるが、松浦本とほぼ同文言の文化二年成立本のもの。一・二冊目の年表部分は松浦本と全く同じ頁構成。三冊目は冒頭に慶應本とほぼ同文の文化一四年本の凡例を掲載し、年表は正徳元年～文久二年、罫線のみ二丁を挟み正徳元年～天保九年の日光例幣使一覽（欄のみ弘化三年まで）を掲載する。

以上、慶應本（年表は文政五年まで）、松浦本（同、天保八年まで）、内閣本（同、天保一三年まで）、岩瀬本（同、文久二年まで）の各本の記載内容の確認により、『公家衆御参向之記』の成立経緯

が次のように判明する。松岡辰方は享和二年（一八〇二）春にまず明暦から享保初年分の作成に着手して、文化元年（一八〇四）春には宝永から享和期までの一〇〇年分の草稿を仕上げた。翌文化二年五月から近世初頭分に取り掛かり、同年七月にいったん脱稿した。これが文化二年成立本である。さらに一二年後の文化一四年（一八一七）に松岡は「享保以前の事、今の例としかたし」としながら、享保より少し前の正徳元年から始まる年表を「或人の乞にまかせ」一冊にまとめた。この文化一四年成立本の凡例は全体的に文化二年本を簡略化しているが、撰家と門跡は私的参向であつても御馳走人が付けられるという内容と参向者の記載順についての説明が加えられている。

文化一四年に松岡に『公家衆御参向之記』を所望した「或人」は、同年成立本の凡例に新たに加えられた内容から、御馳走人の任命について、特に正徳元年以降を詳しく知りたい人であつたと考えられる。この「或る人」は平戸藩関係者の可能性が高いことを次節で論証する。

二、平戸藩松浦家の馳走役と『公家衆御参向之記』

「予が出勤せし比は久しきことなれど、始は百日在府とて、纔に長崎のこのみを勤として江都には在らざりき。夫より天雄両公の御蹤を追ひ奉り、一年在府を願ひ、寛政の頃より東都に勤ることに

は成れり」と松浦清（静山）自身が『甲子夜話』に記すように、在府期間の短かつた近世中期の平戸藩主たちとは異なり、清は寛政期から自余の柳の間席大名の多くと同様に隔年四月参勤の一年在府となつた。それでも清の藩主在任中には公家衆馳走役に任じられる機会は無く、清の跡を継いだ熙が文化一四年（一八一七）暮れに初めて任じられたのは、松浦家にとつて宝永七年（一七一〇）以来一〇七年ぶりのことであつた。⁽¹³⁾ 翌春参向する勅使の馳走役に任じられたのだが、一年交代の通常の参勤を再開して以来未だ馳走役を課せられていなかったことや他家の課役賦課状況などから、近いうちに任じられることは予期していたと思われる。⁽¹⁴⁾ 公家衆の江戸参向と御馳走人について知る必要に迫られた平戸藩側の求めに応じて松岡がまとめ直したのが同年八月脱稿の『公家衆御参向之記』（文化一四年成立本）とすると、その年表が正徳元年（一七一）から始まるのも、ちょうど平戸藩主が御馳走人に任じられていない期間であり辻褄が合う。

この後に平戸藩内でも御馳走人を勤めた経験のある大名家リスト（「伝奏御馳走人御勤之御家」）を作成している（次頁写真）。⁽¹⁵⁾ このリストには「享保年中迄御勤、其後御勤無之御家之印」として該当する大名の名の上に朱で丸印が付けられている。享保年中までのみ勤めた家とそれ以降も勤めている家を判別できるようにしているのは、享保期が馳走役任命の画期であつたという認識が平戸藩内にあつたことを示しており、これは「享保以前の事、今の例としかたし」と

記す松岡の認識とも一致する。「伝奏御馳走人御勤之御家」には、改易されて久しい「当時御大名ニ而無之」家も末尾に正確に記されており、何らかのまとめられた資料を参照しなければ作成は困難である。その参照資料こそ『公家衆御参向之記』だったと考えられる。

松浦本『公家衆御参向之記』は「天保八年丁酉秋／二條左大臣殿御馳走直勤留一式／公家衆御参向之記 三冊附」という紙片が貼られた木箱（写真）に収蔵されている。天保八年（一八三七）は熙にとって三度目の馳走役で、馳走対象の左大臣二条斉信は新將軍家慶への將軍宣下の勅使に同伴する参向であった。熙の実父で今回の將軍宣下を「指を屈して待ゐたる」⁽¹⁶⁾前藩主清（静山）は、熙が勤めることになった撰家の馳走役に変々興味を持つており、『甲子夜話』に次のように記している。

此度將軍宣下に就ては、二条近衛両公下向あり。然るに忝くも、息肥州には二条公御馳走の役を命ぜらる。然れば着興（八月）廿七日と聞こへければ、前日（廿六日）肥州居舎^{ギヤ ヒキツル}に移。予も視送^{ミオクリ}として浅草の邸に往て云云せり。このとき肥州及近臣の中に、聞見の粗を記取して示せよと託したれば、帰邸の後、其云云を書示す。⁽¹⁷⁾

二条斉信が着府する前日、御馳走人の熙は居小屋（「居舎」）へ入ることになる。居小屋とは馳走対象者の宿泊場所（馳走所）にある御馳走人の詰所である。この年の二条斉信は愛宕下



天保八年の馳走役関係記録と松浦本『公家衆御参向之記』を収納する木箱
松浦史料博物館（平戸市）所蔵、二〇二〇年一月筆者撮影

の天徳寺に逗留した。⁽¹⁸⁾藩邸から天徳寺へ赴く熙たちを見送る時、清は熙と家臣たちに馳走中の見聞を記して終了後に報告するようにと伝えている。『甲子夜話』には熙から聞いた二条斉信の容貌、殿中で饗応能を催した時の挙措、天徳寺での夜の過ごし方などが記されている。また、この時は内大臣近衛忠熙も参向したが、⁽¹⁹⁾「近衛公には、予が近辺、川向なる東本願寺に旅館せらるゝと聞こへて、八月廿七日は到着と云へば、予近臣を浅草並樹町に遣はして、旅行の行列を記さしむ⁽²⁰⁾」とあり、近衛の到着の際には清自身が近臣を遣わして参向行列を記録させていた。この時の近衛忠熙一行について、清は「後又松岡某の方より、同く廿七日、陽明殿下江戸到着の行列迎得たり⁽²¹⁾」と記していることから、松岡辰方（あるいは辰方の子の行義）からも行列の記録を入手しているようである。他にも「是は、松岡が方より示せる書中のもの也⁽²²⁾」として、將軍家慶の「任大臣、宣下次第」が『甲子夜話』に写されている。⁽²²⁾清が松岡辰方に度々面会している様子も記されており、清が故実に関する質問をして、松岡がそれに答えるという問柄であつた。⁽²³⁾松岡の手になる『公家衆御参向之記』も、このような清の知識欲を満たす資料のひとつだったという側面もあろうが、藩主が再び馳走役を勤めるようになった平戸藩にとって重要な資料であつたということも馳走役関係資料一式と一緒に保管されていることから理解できよう。現在、松浦史料博物館が所蔵する三冊本は熙が初めて馳走役に任じられた際の文化一四年本ではなく、同二年に一旦脱稿した凡例の付いたものである。

年表は天保八年まで書き継がれているが、最後の天保八年の頁は参向公家衆の欄のみ埋まり、御馳走人と日程は空欄であることから、同年の熙の摂家馳走役拝命直前に作成されたものである。「西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース」で解説される岩瀬本の増補前の原本である「天保九年頃成立本」とはこの松浦本であり、天保八年に平戸藩が初めて摂家馳走役に任じられるまさに直前に書写されたものであつた。

三、近世後期の柳之間席と御馳走人

(1) 柳之間を主導する大名

近世後期の平戸藩内で御馳走人の任命状況を把握する必要があるのは、藩主が再び馳走役を勤めるようになったという理由のほか、外様小藩主の江戸城における殿席である柳之間における平戸藩主の立場も考慮する必要がある。平戸藩松浦家が所有していた柳之間席大名の席順を記した冊子「柳之間家格」⁽²⁴⁾によると、近世後期の柳之間席大名合計七八人は岡藩主中川を筆頭に城主二三人が石高順に上席を占め、その下に無城大名五五人が小城藩主鍋島から石高順、同高家督順に連なる。平戸藩松浦家（六万一千七百石）は小城藩鍋島家（七万三千石余）、岡藩中川家（七万石余）に次ぐ石高であり、小城鍋島は無城なので、松浦は中川に次ぐ家格であつた。松浦清が一年在府を始めた寛政期の柳之間席は赤穂藩主森忠賛と

岡山新田藩主池田政直が同席衆を従わせる存在であり、兩人の隠居後は清がその位置に就いていた。⁽²⁵⁾ 清は大洲藩主加藤泰済・三田藩主九鬼隆国・池田政直の跡を継いだ政養の三人と同盟体制を作り上げ同席を主導したと隠居後に回顧している。⁽²⁶⁾ 清が特に見込んでいた九鬼隆国は、清の隠居後に同席の「首謀」となり、さらに奏者番に就任して柳之間を出ることになる。⁽²⁷⁾ その後の柳之間は、清の跡を継いだ熙が主導していたことが天保二年（一八三一）の「同席一統二相拘り候儀ニ候得共、事々數相成候ニ付、先拙者方御問合申候」という目付への熙の問い合わせの文言から窺える。この時、熙は「大廊下中寄」という柳之間衆の待機場所への移動が丑側のみの作法となっている現状を今後どうするべきか伺っており、これは子・丑両側の柳之間席大名全体の問題であった。熙はその後体調不良で登城できない日が続き、同席の家格筆頭である岡藩主中川久教に目付の返答を聞くように依頼することになるが、⁽²⁸⁾ 清の跡を継いだ熙も柳之間を代表する大名であったといえよう。

なお、その後嘉永期に実施された柳之間改革は、老中松平乗全から柳之間の「取締」に任命された新発田藩主溝口直博と岡藩主中川久昭（久教養子）により進められ、この改革直前までの同席は溝口・中川に久居藩主藤堂高聰と秋月藩主黒田長元を合わせた「年功番頭」の者が取り仕切っていたことが明らかになっている。⁽³⁰⁾

(2) 柳之間席大名と御馳走人の座順

柳之間席大名が大半を占める公家衆馳走役の任命を通覧すると、

享保期と寛政期の二つの画期を指摘できる。最初の画期は享保七年（二七二二）であり、松岡辰方も「勅會御法事御辞退」と記すように、歴代將軍の法会があるたびに江戸に参向していた勅使を同年の有章院（七代將軍家継）七回忌法会以降、將軍吉宗は辞退した。⁽³¹⁾ これ以降、馳走対象者の参向及び御馳走人の任命数は激減した。松岡辰方が文化一四年の『公家衆御参向之記』に記す「享保以前の事、今の例と志かたし」というのも、馳走対象者が大勢参向して御馳走人の人数も多かった時代を先例にはできないという意味と解せられる。二つ目の画期は天明大火後に三年ぶりに公家衆が参向した寛政三年（一七九一）である。この時、公家衆賄向仕法が改正され、御馳走人の職務のうち賄向きは代官に移管され、馳走対象者の警固と殿中における掛け引き、馳走所への来客時の取り計らいに御馳走人の役割は限定されるようになった。⁽³²⁾

上記二つの大きな画期のほかにもう一つ、御馳走人の任命に変更があったことも指摘しておきたい。最初の画期の前の宝永六年（一七〇九）一〇月、幕府は綱吉一周忌のために参向する公家衆の馳走役任命に際して本役の名と一一緒に「代り」も任じて、本役の御馳走人が勤められなくなった場合に代役となる御馳走人を予め指名しておく体制をとった。同年春の綱吉葬儀の際に中宮使馳走役の前田利昌（大聖寺新田藩主）が大准后使馳走役の織田秀親（柳本藩主）を刺殺する事件が発生しており、⁽³³⁾ さらに同年夏には新將軍家宣へ宣旨を伝達する勅使と一緒に参向した仙洞使と東宮使の馳走役に任じ

られていた秋月種政（高鍋藩主）が忌中となり役を免ぜられた。⁽³⁴⁾ 何れも既に公家衆が参着している最中の事態であったが、急遽別の大名が馳走役を引き継いでいる。度重なる御馳走人の途中交代という事態への対処として、馳走役任命時に「代り」も同時に任命しておく体制となったと考えられる。この「代り」の任命はこれ以降幕末まで続けられ、当初の本役から引き継いで「代り」の御馳走人が勤める事例は何度もあった。

平戸藩主松浦熙が文政六年（一八二三）に二度目の馳走役に任じられたのは、この「代り」であった。結果的に熙は本役を引き継ぐことはなかったが、翌春、勅使馳走役を勤め終えた鍋島直堯（小城藩主）は任命時の様子を申送帳に次のように記している。⁽³⁵⁾

文政六癸未年十二月廿二日依御用 召、松浦肥前守・嶋津筑後守・拙者致登 城、御目付寄セ之砌、書附被為見候ニ

者、鍋島紀伊守・島津筑後守・松浦肥前守与右之通之順ニ候故、兼而之席順与致相違候ニ付、出順之義一同申合之上、松浦肥前守与御目付金森甚四郎江問合候処、右書付順之通罷出候様挨拶有之、依而其節者右之順ニ罷出、前断之通御達承之候、

柳之間席大名としての席順では三人の中で熙が筆頭で無城の鍋島直堯が三番手になるところだが、勅使馳走役の鍋島、院使馳走役の島津忠徹（佐土原藩主）、そして最後に「代り」の松浦熙という席順で任命された。そこで公家衆着府直前の翌年二月二十五日に御馳走人三人連名で次の伺いを提出している。

御馳走席順

一、被 仰付当日之順

一、殿中着座之順

一、御馳走所之順

一、御届当日之順

右四ヶ条之儀、先例区々相成居候間、以来席順相極候様致度、此段御問合申候、以上、

二月廿五日

鍋嶋紀伊守
島津筑後守
松浦肥前守

御馳走人の席順については、任命時の順序・殿中での着座順・馳走所での着座順・公家衆発興（馳走終了）を届け出る際の席順が「先例区々」であったのである。

馳走役は複数の大名が同時に任じられ、馳走対象となる公家衆の在府中に御馳走人が助け合わなければならない場面もある。「御馳走人小用等ニ立居候而受持之者居合不申節、公家衆御立被成候得者、誰ニ而茂助合、一人宛御附添申上候」というのは熙が三回目の馳走役を勤めた天保八年（一八三七）の殿中での饗応能の記録の一節であるが、相役の御馳走人が席を外している時には自分の受持に関わらず、御馳走人が助け合って受持ではない公家衆にも付き添うこととされている。任命日以降、馳走期間中を通して相役の御馳走人が同席する機会は何度もあり、その時々御馳走人の席順について、

勅使馳走役を先とする「馳走順」と大名としての「持席順」のどちらとするかは繰り返し問題となっていた。

年頭勅使として毎年参向する武家伝奏の馳走役は原則として二万五〇〇〇石以上の大名が任じられ、撰家に対しても武家伝奏の馳走役と同程度以上の大名が任じられる。一方、院使や門跡の馳走役は、武家伝奏・撰家の馳走役よりも石高が小さく、一万石程度の大名まで任じられる³⁷⁾。これは幕府が朝廷統制の要として重視する対象を御馳走人の石高からも明確に示すことになるが、大名としての席順は先に確認したように必ずしも石高とは一致しない。文政六年末に翌春参向の公家衆の御馳走人に任じられた三人の場合は、家格順では鍋島直堯が三番手になるが、御馳走人としては勅使馳走役の鍋島、院使馳走役の島津忠徹、そして最後に「代り」の松浦熙の順に着席するよう幕府目付は指示した。御馳走人の席順をめぐる問題は近世後期の柳之間席大名が共有していた。これは松浦家のみならず他家の馳走役関係史料からも窺えるが、紙幅が尽きるため詳細は別稿に譲る。指南役の高家や目付との関係のみならず、相役の大名との関係が御馳走人を悩ませていたことを指摘しておきたい。

おわりに

近世後期に再び公家衆馳走役に任じられるようになった平戸藩松浦家は『公家衆御参向之記』を所持していた。平戸藩は松岡辰方に

よつて享和期から作成が始まる同書の成立にも関わっていたことまで窺える。常に複数の大名が任じられる御馳走人について論じるには、相役との関係を捨象することはできない。平戸藩松浦家が『公家衆御参向之記』を必要としたのも、参向公家衆に対する御馳走人の任命とその組み合わせを知りたかったからであろう。松岡辰方の手による『公家衆御参向之記』は、長いブランクを経て再び公家衆馳走役を勤めるようになった平戸藩松浦家の必要に応える役割を果たしていたのである。

最後に『公家衆御参向之記』の情報の正確性について言及しておきたい。確認した各本にそれぞれ写し間違いが多少見られるほか、御馳走人の途中交代については各本に共通する、つまり松岡辰方の理解不足と思われる点がある。『公家衆御参向之記』では「御馳走人被仰付」の欄があり、その下に御馳走人名を記すが、途中交代している場合は当初任命されていた大名ではなく交代後の大名が記されている。赤穂事件の発端となった元禄一四年（一七〇一）の浅野長矩や先に見た宝永六年（一七〇九）の大名間刃傷事件のように交代前後の大名が両方記される場合もあるが、任命日に名代として登城しただけの者が交代して勤めたように記される箇所もある。本稿で紹介した「代り」（正確に言えば、本役の任命と同時に、万一の際に本役の「代り」となるように控えることを命じられ、そのまま本役が恙無く勤め終えたために控えのままで終えた御馳走人）の存在は同書には記載されず、本役を引き継いで途中から実際に勤めた

御馳走人の多くは当初から本役に任じられていたように記されている。「代り」の御馳走人は『徳川実紀』にも採録されていないので、江戸幕府右筆所日記等を確認する必要がある。本稿附載の一覧では、大名課役としての馳走役が不可欠の存在であったことを示しているという観点から「代り」についても記載した。他の課役との関係を考察するための基礎データにもなる。

『公家衆御参向之記』を実際に御馳走人を勤める平戸藩松浦家が所持して「直勤帳」などの馳走役関係記録と一緒に保管していたことは、御馳走人大名家による利用という観点からも重要である。松浦家と同様に御馳走人を勤める大名家がほかにも写本を利用していたのではないだろうか。明治一二年に書写された内閣本からは所在は不明ながら文化六年分までを記した写本の存在も窺えるように、現在でも松浦史料博物館・慶應義塾図書館・国立公文書館・西尾市岩瀬文庫のほかに『公家衆御参向之記』を所蔵する機関はあると考えられる。「近世固有の問題」⁽³⁸⁾である公家衆の江戸参向と幕府による御馳走人の任命を一覧する『公家衆御参向之記』の記載下限の異なる各本の存在は、この事象への関心が原本作成者の松岡辰方に止まらず、時間と空間を超越した広がりを持つていたことを示唆している。

註

(1) 大名課役研究を牽引してきた松尾美恵子は当該分野研究の基礎デ

ータとして「手伝普請一覧表」(『学習院大学文学部研究年報』第一五輯、一九六九年)を発表し、さらに文化五年(一八〇八)までの大坂加番一覧を「大坂加番制について」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四十九年度、一九七五年)に掲載している。

(2) 公家衆馳走役は大名課役の中でも大名当人の負担が精神的にも肉体的にも大きかったことは大名自身を書き残した史料から窺える。安政五年(一八五八)に権大納言近衛忠房の馳走役を勤めた新発田藩主溝口直博は「くたひれ(章臥)」「いと身にこたへける」馳走中の行動を歌日記に記している(西尾市岩瀬文庫所蔵「麻布善福寺日記」資料番号…申—6)。

(3) 木戸博成「琉球使節に関わる大名課役—淀川での川御座船の馳走—」(『日本史研究』第六九三号、二〇二〇年)。朝鮮・琉球両使節の淀川通航時に川御座船を提供する船役を比較検討して、朝鮮使節途絶前の琉球賀慶使の船役は前後して派遣されてくる朝鮮使節の船役賦課の影響を受け、同時期に朝鮮使節が来日しない恩謝使の船役とは負担大名に違いがあったことを明らかにする。また、本稿で着目する平戸藩松浦家が津和野藩亀井家とともに琉球船役をほぼ連続して担い続け、幕府の意図に反しながらも実質的に琉球船役が両家の「家役」同然となっていたことを指摘する。

(4) 一例を挙げると享保三年(一七一八)二月、龍野藩主脇坂安清(帝鑑問席)は伏見宮貞建親王の馳走役に任じられたことにより、それまで勤めていた外桜田門番を免ぜられた(「脇坂淡路守 伏見兵部卿宮御馳走就被 仰付候、外桜田御門番御免被成候」たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵VI(ろ) 13)。

(5) 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉—参勤交代制と江戸勤番—」(『関東近世史研究』第四二号、一九九八年)が指摘するように、江戸城門番の任命状況を網羅的に知ることは困難であるが、同研究

では宝永期の状況を復元している。方角火消・火番については元禄期以降の豊富な勤番データを提供している。岩淵令治「江戸城警衛と都市」(『日本史研究』第五八三号、二〇一一年)、同「境界としての江戸城大手三門―門番の職務と実態―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第二二号、二〇一二年)同「江戸城門番役の機能と情報管理」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八三集、二〇一四年)では門番の機能が追究され、勤務実態、特に幕府が関与しなかった各担当藩の引き継ぎの実態まで明らかになった。

- (6) 本稿末尾掲載「江戸における公家衆馳走役と馳走対象者一覧(四代家綱期以降)」は拙稿「近世中期における公儀馳走役―幕府諸政策との関連をめぐって―」(『学習院史学』第五六号、二〇一八年)のために作成した未発表一覧に後述の「代り」を加えた。

- (7) 『古文書類目録 元平戸松浦家所蔵』(松浦史料博物館、一九七一年)五一頁。

- (8) 松浦史料博物館所蔵の馳走役関係史料については久保貴子による論考がある。「調査覧 平戸藩松浦家の勅使等御馳走役に寄せて」(紙屋敦之編『長崎・平戸調査報告集』早稲田大学特定課題助成費研究成果報告書二〇〇九年度、二〇一〇年)にて久保は前掲註7『古文書類目録 元平戸松浦家所蔵』から馳走役関係史料を抜き出しており、その中には『公家衆御参向之記』(之)が同目録と久保論考では脱落)も含まれている。しかし現地での調査対象にはなかったようで、「年月の記されていない」史料として考察を保留している。確かに目録では同史料の年月は不記載のため実見しなければ文化二年の年記は確認できない。久保も岩瀬本を研究に使用しているので、松浦本を実見していれば岩瀬本との関係について言及していたと思われる。

- (9) 同館寄託羽中八幡神社羽中山文庫(未整理の和書類二五三九点)

は、「破損のため非公開」とされている。

- (10) 「西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース」による。

- (11) 西尾市岩瀬文庫学芸員の教示による。『岩瀬文庫図書目録』の旧書名と「西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース」の書名はどちらを使用しても構わないという。なお、『補訂版 国書総目録』第二巻(岩波書店、一九八九年)六三六頁にも「公家衆御参向年表」と掲載される。

- (12) 松浦静山著、中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話続編8』(東洋文庫400、平凡社、一九八一年)一五五頁。「天雄両公」は四代藩主重信(天祥院)・五代藩主棟(雄香院)。以下、『甲子夜話』は全て東洋文庫版から引用。

- (13) 前掲註8久保論考では、岩瀬本を典拠にして宝永七年の松浦棟の馳走対象者を梶井門跡とするが、江戸幕府右筆所日記等によると同時期に参向した妙法院門跡であり、松岡辰方が両門跡を取り違えたと考えられる。『公家衆御参向之記』には同様の他史料との異同が散見される。

- (14) 公家衆馳走役は柳の間席の中で比較的石高の大きい大名が任じられる傾向が時代を経るにつれて高まり、平戸藩主も通常の一年在府となれば適任である。平戸藩主と参勤年が同じ丑側大名のうち任命回数の上位三家の状況を見ると、岡藩中川家と佐土原藩島津家は同年三河矢作橋造替の手伝普請を課せられ(前掲註1「手伝普請一覧表」)、飢肥藩伊東家は馳走役に任じられない幼年当主であった。

- (15) 松浦史料博物館所蔵I-4(イ)7-31。「伝奏御馳走人御勤之御家」と冒頭に記されるが、門跡など武家伝奏以外の参向者の御馳走人も含まれる。「天保九戊五月十九日」の日付がある紙袋(表題「殿様御在国中御預御勤向御書留」)に入れて保管されており、天保八年に松浦熙が馳走役を勤めた前後に作成されたものと思われる。

- 殿席別に列挙される大名のうち「津輕越中守様」(弘前藩主)と「毛利甲斐守様」(長府藩主)を大広間席としているのもこの時期に合致する。この両藩主は柳之間席時代に御馳走人を勤めていた。なお、平戸藩主を「松浦肥前守様」と記載するはずの箇所が「御」の字であり(写真参照)、平戸藩内で作成されたものと判る。
- (16) 松浦静山著、中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話三篇4』(東洋文庫421、平凡社、一九八三年)六五頁。
- (17) 同右、一〇一頁。
- (18) 同右、一〇一頁。「二条公の旅館は、愛宕下天徳寺なり。肥州も此処に勤番す」。
- (19) 松岡辰方も述べるように内大臣には馳走役が付かないが、近衛忠熙は摂家なので馳走役を付けられる。つまり、幕府は摂家の参向時には官職を考慮せずに必ず馳走役を付けていた。なお、この時の近衛の馳走役は飢肥藩主伊東祐相で、『甲子夜話』には伊東家から借り受けた勤方帳を手掛かりに、近衛の在府中の様子も記されている(前掲註16『甲子夜話三篇4』一〇七―一二三頁)。
- (20) 前掲註16『甲子夜話三篇4』六五頁。
- (21) 前掲註16『甲子夜話三篇4』六七頁。
- (22) 前掲註16『甲子夜話三篇4』一一三頁。
- (23) 松浦静山著、中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話三篇2』(東洋文庫415、平凡社、一九八二年)九八―九九頁、同一一四頁等。
- (24) 松浦史料博物館所蔵I-4(イ)7-51「柳之間家格」。同史料では大名を「岡侯」「平戸侯」のように「居城・居所十侯」で表記し、新田藩主は「小侯」、両家ある鳥取と岡山の新田藩主は石高の大きいほうを「中侯」と表記している。作成者不明で年代表記も無いが、「下手渡」「高畑」などの居所表記や同高の家督順により文政九年(一八二六)四月から翌一〇年一〇月頃までの成立と判明する。

- その後の加減封や城主格への家格変更について天保一〇年(一八三九)まで加筆が見られる。
- (25) 荒木裕行「阿部正弘政権の大名政策―嘉永六年柳間改革―」(藤田寛編『幕藩制国家の政治構造』吉川弘文館、二〇一六年)。
- (26) 松浦静山著、中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話続篇8』(東洋文庫400、平凡社、一九八一年)一五五頁。
- (27) 松浦静山著、中村幸彦・中野三敏校訂『甲子夜話三篇6』(東洋文庫427、平凡社、一九八三年)七〇頁。「九鬼長州は、始め仙次郎と呼て、前髪にて出勤し、森氏に就て進退せしが、森柳班を去てより、予に就て勤事す。其頃は叙爵して和泉守と称せり。其實沈志有て、柔順人と和す。亦多芸なり。然して予と交友し、赤心報国を以て務とす。予不肖、聊か慍る所有て、疾を称して骸骨を乞ふ。因て九鬼首謀の身となり、尋で柳班を出で、奏官に升る」。
- (28) 松浦史料博物館所蔵I-4(イ)7-35「天保二年辛卯六月十六日登城之節、松浦肥前守御目付牧野中務江中寄之儀左之通問合」。
- (29) 同右「卯七月廿八日登城之節中川修理大夫方牧野中務江面会左之通掛合」。
- (30) 前掲註25荒木裕行「阿部正弘政権の大名政策―嘉永六年柳間改革―」。
- (31) 『徳川実紀』享保七年三月一二日条。吉宗政権による上米中に発令されたものだが、上米撤回後も歴代將軍法会への勅使参向は復旧しなかった(前掲註6拙稿)。
- (32) 『御触書天保集成』下(岩波書店、一九四一年)三二七頁。平井誠二「江戸時代における年頭勅使の関東下向」(『大倉山論集』第二輯、一九八八年)、佐藤雄介「勅使馳走と幕府・朝廷・藩」(『東北文化研究』第一五輯、二〇〇八年)、前掲註6拙稿等が寛政期の同改正を大きな画期として位置付ける。

(33) 高埜利彦は、「極度の緊張を強いられる状況下で、異常な行動に及んだ」事件と評価する(『日本の歴史⑬元禄・享保の時代』集英社、一九九二年、二四三頁)。

(34) 国立公文書館所蔵『宝永日記』二(請求番号：特045-0004) 宝永六年四月朔日条。

(35) 松浦史料博物館所蔵I-4 (ハ) 6-8 「勅使御馳走人申送帳」。

(36) 松浦史料博物館所蔵I-4 (ハ) 7-1 「直勤帳(天保八年丁酉秋二条左大臣殿御馳走相勤候節) 完」。

(37) 前掲註6拙稿。

(38) 田中曉龍「公家の江戸参向—江戸の武家文化との一つの接点—」(竹内誠編『近世都市江戸の構造』三省堂、一九九七年)。

史料調査にあたり、松浦史料博物館、慶應義塾図書館、西尾市岩瀬文庫、たつの市立龍野歴史文化資料館のお世話になりました。ここに感謝の意を表します。

ENGLISH SUMMARY

Analysis of the chronology “*Kugesbu-gosankonoki*” and the relationship between the Matsura house of Hirado domain and the chronology Appendix ; The chronological table of the reception officers assigned by

the Tokugawa Shogunate

MOCHIDA Tomofumi

We can see much regarding imperial court nobles' visits to Edo and the associated reception officers assigned by the Shogunate in the chronology “*Kugesbu-gosankonoki* (『公家衆御参向之記』)” compiled by Matsuoka Tokikata (松岡辰方 1764-1840), an expert on ancient rites and practices.

The chronology was handed down even after his death, and the process of compilation is unknown.

This article analyzes several manuscript copies of the chronology and clarifies that the Matsura house of Hirado domain desired information about the imperial court nobles' visits to Edo and about the reception officers assigned by the Shogunate, and that the Matsura house was involved in the compilation of the chronology. After a long interval, lord of Hirado domain Matsura Hiromu was assigned to serve as one of the reception officers in 1817. His father Kiyoshi, the former lord, known as the author of “*Kasbi yarwa* (『甲子夜話』)”, had interacted with Matsuoka Tokikata. The chronology “*Kugesbu-gosankonoki*” not only satisfied Kiyoshi's desire for knowledge, but was a necessary resource for Hirado domain, as daimyo associated with the Yanagi-no-ma (柳之間) of Edo castle, such as the lords of Hirado domain, were long assigned to the reception officer positions.

I have referenced Shogunate materials in order to create a new chronological table focused on the reception officers, which I append at the end of this article. “*Kugesbu-gosankonoki*” has many errors, so this chronological table does not rely on it.

Key Words: reception officers, “*kugesbu-gosankonoki*”, Matsuoka Tokikata, Hirado domain, yanaginomaseki-daimyo

江戸における公家衆馳走役と馳走対象者一覧（四代将軍家綱期以降）

『新編田原県史』、石高は千石に位、以下切り捨て、支藩の場合、石高の右に本藩を示す。動機・使役等の便宜者（？）を省略。
初知末元の所は「熊鷹山」で、下切り捨て、支藩の場合、石高の右に本藩を示す。動機・使役等の便宜者（？）を省略。
改名により同一人物であることがわかりにくくなることを避けるために、最も相対的な名前の中に統一。当分年時占の名前には限らない。動主対象者を（？）で囲むのは是務所になったことを示す。
改定年代が加わるようになった場合にはその経緯を同行中に記す。当初に任命された御勤王人名の中には限らない。初任の場合は回数數の①を省略。
宗系数以外の地名については、再明分のみを動主対象者の在任期間中に記す。無記載は伝奏系数に留置したとは限らない。

[illegible]

[illegible]

寛文11(1671)	2.11	寛文忠胤 (35)② 島津忠胤 (21)② 桑山一玄 (61)⑧	豐後日出 25 出羽松山 30 出羽本庄 20 上野宿田 30	女御 本院	河崎美胤 (36) 久野広通 (45) 池の路隆貞 (49) 豐嗣孝 (52) 五采為備 (32) 青通院門跡尊經入道親王 (20)	〃 〃 〃 豐 4.26~5.6 豐 4.27~5.6 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃
寛文12(1672)	2.12	有馬康純 (60) 戸川安宣 (25) 伊東長貞 (30)	日向延岡 50 備中延瀬 21 備中國田 10	勅 勅 勅	日野弘宣 (56)・中院通茂 (42) 平松時量 (46) 日野弘宣 (57)・中院通茂 (43) 池原共孝 (61)・高倉永政 (58)	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
延宝元(1673)	2.10	清口重雄 (41) 相良頼喬 (33) 建部政子 (27)	肥後新産田 50 肥後人吉 22 播磨林田 10	法皇/本院 勅 勅	日野弘宣 (59)・中院通茂 (38) 今城定淳 (41) 日野弘宣 (58)・中院通茂 (44)	3.9~3.19? 〃 〃	〃 〃 〃
延宝4(1674)	2.8	戸田正藏 (35)② 池田政綱 (19) 谷本重正 (30)	出羽新庄 68 播磨山崎 30 丹波山家 10	勅 勅 勅	柳小路定矩 (56)・高倉永政 (60) 平松時量 (46) 風平美綱 (43)	3.4~3.14 〃 〃	〃 〃 〃
延宝3(1675)	10.15 正.29	新庄直時 (49)③ 黒田長重 (17) 一柳直治 (34)	常陸麻生 30 摂津三田 36 伊予小松 10	女御 勅 勅	日野弘宣 (59)・花山院定胤 (38) 池原共孝 (63)・高倉永政 (61) 二城定淳 (41)	10.25~? 3.9~3.21 〃	〃 〃 〃
	2.7	京極高豊 (21)② 伊達宗純 (40) 京極高住 (16) 九尾隆常 (30) 相馬貞胤 (17) 小出英安 (39)	讃岐丸亀 60 伊予吉田 30 但馬豊岡 35 丹波綴部 19 陸奥中村 60 但馬出石 50	勅 勅 勅 勅 勅 勅	三条公富 (56) 中御門資親 (41) 今出川公規 (38) 島光光雄 (29) 龍井門跡隆寛入道親王 (59) 聖護院門跡良尚入道親王 (54) 曼殊院門跡良尚入道親王 (54)	4.14~間 4.2 〃 〃 〃 4.4~間 4.4 3.30~間 4.3 4.5~間 4.4 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
延宝4(1676)	2.10	浅野長照 (25)③ 秋月頼信 (46)③ 小出有重 (37) 堀親貞 (37) 堀貞佑 (22)	備後三光 30 日向高鍋 30 和泉飯田 20 信濃飯田 20 播磨小野 10	勅 勅 勅 勅 勅	花山院定胤 (38)・千種有能 (62) 柳小路定矩 (58)・高倉永政 (62) 平松時量 (50) 東園基賢 (51) 堀口信康 (54)	3.4~3.15 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃
延宝5(1677)	10.19 2.11	一柳木札 (28) 伊東祐兵 (34)② 堀直利 (30)	播磨小野 10 日向肥前 51 越後村松 30	本院 勅 勅	堀河明康 (55) 花山院定胤 (38)・千種有能 (63) 堀原共孝 (65)・高倉永政 (63)	11.8~11.16 3.4~3.15 〃	〃 〃 〃
延宝6(1678)	11.18 2.8	北条氏治 (39) 毛利高直 (16) 加藤泰恒 (22) 南郷直政 (18) 片桐貞房 (57)	河内松田 10 豊後萩田 20 伊予大洲 60 陸奥戸次 20 大和内束 12	新院 勅 勅 勅 勅	今城定淳 (43) 東久世通康 (48)・關西季侯 (32) 花山院定胤 (39)・千種有能 (64) 柳小路定矩 (60)・高倉永政 (64) 平松時量 (52)	12.19~12.26 3.4~? 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃
延宝7(1679)	2.21	秋田綱季 (31) 相良頼喬 (39)② 大田原典晴 (23) 龜井茲政 (64)⑦ 島津久寿 (17) 久留島通時 (52)③	陸奥三春 50 肥後人吉 22 下野大田原 11 石見津和野 43 日向佐土原 30 豊後森 12 豊後臼杵 50	勅 勅 勅 勅 勅 勅 勅	花山院定胤 (40)・千種有能 (65) 今城定淳 (45) 花山院定胤 (41)・千種有能 (66) 柳小路定矩 (62)・高倉永政 (66) 平松時量 (54) 有瀬川宮幸仁親王 (25)	4.10~4.25 〃 3.5~3.15 〃 3.4~3.16	〃 〃 〃 〃 〃 〃
延宝8(1680)	2.8	龜井茲政 (64)⑦ 島津久寿 (17) 久留島通時 (52)③ 稲葉景通 (42)	石見津和野 43 日向佐土原 30 豊後森 12 豊後臼杵 50	勅 勅 勅 勅	花山院定胤 (41)・千種有能 (66) 柳小路定矩 (62)・高倉永政 (66) 平松時量 (54) 有瀬川宮幸仁親王 (25)	3.5~3.15 〃 〃 3.4~3.16	〃 〃 〃 〃
編年用 延宝8(1680)	5.23	土方雄略 (39) 木下台定 (28) 通山政春 (20) 有馬豊祐 (35)	陸奥新田 18 備中足守 25 美濃苗木 10 英後松崎 10 久留米	勅 勅 勅 勅 勅	大寺御門経光 (43) 坊城徳広 (56)・綾小路俊景 (49) 今城定淳 (46) 河内院西成 (36)	6.10~6.16 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

清信尼尊 松平定基 代 池田長澄 代 池田政尚	(44) (27) ② (42) (44)	陸奥弘前 伊予今治 備後三次 備中岡山新25 岡山	46 35 50 広島 岡山	門觸院門跡尊寬入道親王(16)※ 一乘院門跡尊實入道親王(14)	3.4~3.21 天徳寺 3.3~3.21 青松寺	賀能統(※のち幡王寺門跡公覺入道親王)	
戸沢正勝 木下台定 毛利元平 加藤泰恒 京義高俊 九鬼隆雄 代 池田政尚 代 森長直 代 柳賴徳	(49) (60) ② (38) (56) ⑤ (21) (23) (44) (41)	出羽新庄 備中足守 尾門野田 伊予大洲 讃岐丸亀 摂津三田 備中岡山新25 岡山 播磨赤穂	68 25 10 長府 60 51 36 20	久我重康(53) 國柱勝(20) 西院院母成(68) 妙法院門跡亮延入道親王(37) 青蓮院門跡尊相入道親王(16)	5.2~5.15 " 4.21~5.16 4.24~5.17 "	家綱三十三回忌法会 " " " "	
	3.26				5.2~5.15	家綱三十三回忌法会	
		新女院			5.2~5.15	家綱三十三回忌法会	

[illegible]

[illegible]

享保 7 (1722)	2.7	代 内藤頼朝 (24)	近江仁正寺 17 下野烏山 25	法皇	東園基長 (47) 九条幸教 (22)	〃 3.6~3.18	〃 〃	
享保 8 (1723)	2.12	代 内藤頼朝 (24)	播磨赤松 33	勅 法皇	中院通躬 (55)・中山東親 (39) 柳小路共方 (70)	3.3~? 3.2~3.13	〃 〃	中院通躬 (55)・中山東親 (39) 柳小路共方 (70) 仁和寺・門跡守聖入道親王 (17)
享保 9 (1724)	2.12	代 有馬一筆 (26)	越前丸岡 50	勅 法皇	中院通躬 (56)・中山東親 (40)	3.2~3.11	〃	
享保 10 (1725)	3.16	代 稲葉重通 (18)	豊後臼杵 50 福岡	勅 法皇	中院通躬 (57)	〃	〃	
享保 11 (1726)	2.16	代 池田中央 (33)	因幡東館新 30 鳥取	勅 法皇	中院通躬 (58)・中山東親 (41)	3.3~3.11	〃	
享保 12 (1727)	間 112	代 伊達村豊 (45)	伊予吉田 30 宇和島	勅 法皇	中院通躬 (59)・中山東親 (42)	4.6~4.18	〃	
享保 13 (1728)	6.22	代 島津忠雄 (25)	日向佐土原 27 鹿兒島	勅 法皇	中院通躬 (60)・中山東親 (43)	3.7~3.15	〃	
享保 14 (1729)	2.8	代 毛利高徳 (55) ⑤	日向佐土原 27 鹿兒島	勅 法皇	中院通躬 (61)・中山東親 (44)	2.5~2.18	〃	
享保 15 (1730)	2.8	代 内藤公信 (24)	肥前小堀 73 佐賀	勅 法皇	中院通躬 (62)・中山東親 (45)	7.19~7.28	〃	4.13~4.21 吉宗日光社参
享保 16 (1731)	2.6	代 田村村頼 (25)	陸奥一関 30 仙台	勅 法皇	中院通躬 (63)・中山東親 (46)	3.2~3.11	〃	
享保 17 (1732)	2.4	代 池田中央 (39)	因幡東館新 30 鳥取	勅 法皇	中院通躬 (64)	3.2~3.11	〃	
享保 18 (1733)	2.6	代 加藤泰温 (17)	播磨龍野 51	勅 法皇	中院通躬 (65)・中山東親 (47)	3.2~3.11	〃	
享保 19 (1734)	2.3	代 有馬季純 (18)	越前丸岡 50	勅 法皇	中院通躬 (66)・中山東親 (48)	3.4~3.13	〃	上米制廃止
享保 20 (1735)	間 38	代 伊達祐永 (46)	越前丸岡 51	勅 法皇	中院通躬 (67)・中山東親 (49)	3.4~3.13	〃	
元文 1 (1736)	2.4	代 加藤泰温 (21)	伊予大洲 60	勅 法皇	中院通躬 (68)・中山東親 (50)	3.11~3.21	〃	
元文 2 (1737)	2.7	代 伊達村豊 (44)	安芸広島 30 宇和島	勅 法皇	中院通躬 (69)・中山東親 (51)	3.13~3.23	〃	
	8.3	代 金澤頼隆 (25)	豊後日出 25	勅 法皇	中院通躬 (70)・中山東親 (52)	3.5~3.16	〃	4.11 中御門上皇没

元文3(1728)	2.2	黒田長貞 (45)②	寛政秋月 50 福岡	勳	葉室頼胤(42)・冷泉為久(53)	3.朔～3.7	賀藏首	
元文4(1728)	2.4	代 相良長左 (38)	肥後入吉 22	勳	葉室頼胤(43)・冷泉為久(54)	3.2～3.9	賀藏首	
元文5(1740)	2.5	代 溝口直雄 (17)	越後新発田 58	勳	葉室頼胤(44)・冷泉為久(55)	3.13～3.23	賀藏首	
寛保元(1741)	6.21	代 伊達内膳 (16)	長門長府 47 萩	勳	葉室頼胤(45)・冷泉為久(56)	7.29～8.19	賀藏首、吉宗・家重伝任、家治元服	
		伊達内膳 (22)	出羽新庄 61 宇和島	勳	葉室頼胤(46)・冷泉為久(57)	7.29～8.19	賀藏首	
寛保2(1742)	2.5	代 津軽信春 (23)	伊勢久居 30 宇和島	勳	久我通兄(34)・葉室頼胤(46)※	3.16～3.24	賀藏首 (※病により参向せず)	
		津軽信春 (22)	陸奥弘前 46	勳	大奥院門跡隆通(22)	3.16～3.24	賀藏首	
寛保3(1743)	2.3	代 加藤泰温 (24)	肥後宇土 30 熊本	勳	久我通兄(35)・葉室頼胤(47)	3.朔～3.7	賀藏首	
		加藤泰温 (27)	肥後宇土 30 熊本	勳	久我通兄(36)・葉室頼胤(48)	3.15～3.21	賀藏首	
延享元(1744)	2.8	代 木下俊能 (20)	豊後宇土 25	勳	久我通兄(37)・葉室頼胤(49)	2.25～?	賀藏首	
延享2(1745)	2.12	代 亀井茲胤 (20)	石見津和野 43	勳	久我通兄(37)・葉室頼胤(49)	4.朔～4.7	賀藏首	

家康期								
延享2(1745)	9.18	中川久貞 (22)	豊後國 70	勳	久我通兄(37)・葉室頼胤(49)	10.27～11.9	家重将軍・宣下	9.25 徳川吉宗隠居
		池田政方 (33)	備前岡山新 25 岡山	准后	長谷觀昌(51)	10.26～11.15	賀藏首	
		脇坂安興 (29)②	播磨龍野 51		一条道香(24)	10.26～11.15	賀藏首	
		秋田延季 (25)	陸奥三春 50		二条宗基(19)	10.26～?	賀藏首	
延享3(1746)	2.6	代 (不詳)		勳	久我通兄(38)・葉室頼胤(50)	4.19～4.27	賀藏首	《2.17 馳走所全居風使用制限令》
		九鬼隆昌 (20)	摂津三田 36	勳	久我通兄(38)・葉室頼胤(51)	8.15～8.24	賀藏首・桃園天皇受禪 (※忌につき8.3局津忠雅(40)日向佐土原27歳見島に交代)	
延享4(1747)	7.12	代 (不詳)	越前丸岡 50	勳	久我通兄(39)・葉室頼胤(51)	3.7～3.28	賀藏首	5.2 桜町天皇譲位、桃園天皇即位
		毛利広盛 (39)②	周防徳山 25	勳	久我通兄(40)・柳原光胤(38)	3.19～3.27	賀藏首	
		木下俊能 (23)		勳	久我通兄(41)・柳原光胤(39)	3.朔～3.9	賀藏首	
寛延元(1748)	2.7	代 (不詳)		勳	久我通兄(42)・柳原光胤(40)	3.朔～3.8	賀藏首	
		有馬孝純 (21)	越前丸岡 50	勳	久我通兄(43)・柳原光胤(41)	2.29～3.14	賀藏首	4.23 桜町天皇没
		森忠洪 (24)	播磨赤穂 20	勳	久我通兄(44)・柳原光胤(42)	2.29～3.9	賀藏首	
		南郭信興 (24)	陸奥戸戸 20	勳	久我通兄(45)・柳原光胤(43)	2.29～3.9	賀藏首	
		藤堂高雅 (28)②	伊勢久居 53 津	勳	久我通兄(46)・柳原光胤(44)	2.29～3.9	賀藏首	
		鍋島直貞 (23)	肥前小城 73 佐賀	勳	久我通兄(47)・柳原光胤(45)	2.29～3.9	賀藏首	
		代 島津忠雄 (47)	日向佐土原 27 鹿児島	勳	久我通兄(48)・柳原光胤(46)	2.29～3.9	賀藏首	
		代 鍋田昌田 (39)	日向佐土原 27 鹿児島	勳	久我通兄(49)・柳原光胤(47)	2.29～3.9	賀藏首	
寛延2(1749)	正.27	代 稲葉泰通 (20)	豊後臼杵 50	勳	久我通兄(50)・柳原光胤(48)	2.29～3.9	賀藏首	
		毛利高正 (22)	豊後臼杵 20	勳	久我通兄(51)・柳原光胤(49)	2.29～3.9	賀藏首	
		代 秋月純美 (32)	日向高橋 27	勳	久我通兄(52)・柳原光胤(50)	2.29～3.9	賀藏首	
寛延3(1750)	2.11	代 堀直亮 (34)	越後村松 30	勳	久我通兄(53)・柳原光胤(51)	2.29～3.9	賀藏首	
		島津忠雄 (49)②	日向佐土原 27 鹿児島	勳	久我通兄(54)・柳原光胤(52)	2.29～3.9	賀藏首	
		浅野長崎 (19)	安芸広島新 30 広島	勳	久我通兄(55)・柳原光胤(53)	2.29～3.9	賀藏首	
		関政富 (28)	備前新見 18	勳	久我通兄(56)・柳原光胤(54)	2.29～3.9	賀藏首	
		代 細川興文 (28)	肥後宇土 30 熊本	勳	久我通兄(57)・柳原光胤(55)	2.29～3.9	賀藏首	
		代 木下俊能 (25)	豊後臼杵 25	勳	久我通兄(58)・柳原光胤(56)	2.29～3.9	賀藏首	
宝暦元(1751)	2.9	代 亀井茲胤 (26)②	石見津和野 43	勳	久我通兄(59)・柳原光胤(57)	2.29～3.9	賀藏首	
		代 (不詳)		勳	久我通兄(60)・柳原光胤(58)	2.29～3.9	賀藏首	
		代 (不詳)		勳	久我通兄(61)・柳原光胤(59)	2.29～3.9	賀藏首	
宝暦2(1752)	2.7	伊東祐隆 (37)②	日向萩肥 51	勳	久我通兄(62)・柳原光胤(60)	2.29～3.9	賀藏首	

宝曆 3 (1753)	2.4	藤波高雅 (32) ③ 細川興文 (30) 木下俊泰 (27)	伊勢女居 53 津 肥後守土 30 熊本 豊後日出 25	伏見宮・卓建親王 (53) 四條寺致季 (70) 花山院・高雅 (53)	2.25~3.16 天徳寺 2.27~3.15 2.28~3.10	賀家直繼統 〃 〃	
宝曆 4 (1754)	2.5	代 (不詳) 清経信季 (16)	陸奥一関 30 仙台	柳原光綱 (43)・広橋兼胤 (39)	3.朔~3.9	賀藏首	
宝曆 5 (1755)	2.4	代 (不詳) 黒田長邦 (34)	筑前秋月 50 福岡	柳原光綱 (44)・広橋兼胤 (40)	閏 2.2~閏 2.9	賀藏首	
宝曆 6 (1756)	2.4	代 (不詳) 九堀隆昌 (30) ② 島津久柄 (23) 織田信白 (47) 伊東祐隆 (41) ③ 藤波高雅 (38) ④ 代 柳波安弘 (19) 木下利忠 (19)	摂津三田 36 日向佐土原 27 鹿男島 丹波和原 20 日向飯飽 51 伊勢入部 53 津 備中足守 25	柳原光綱 (46)・広橋兼胤 (42) 正親町三条公實 (36) 大徳寺・高 (53) 伏見宮・邦世親王 (26) 知恩院・門跡・尊奉入道親王 (16)	3.朔~3.10 〃 2.25~3.16 2.27~3.21 天徳寺	賀藏首 女御入内 〃 〃 ?	
宝曆 7 (1757)	2.3 10.20	代 龍井相良 (19) 仙石政良 (35) 木下利忠 (20) 代 池田政方 (45) ②	石見津和野 43 但馬出石 58 備中足守 25 備中国山新 25 岡山	柳原光綱 (47)・広橋兼胤 (43) 聖護院・門跡・尊貴入道親王 (24)	3.朔~3.9 11.12~11.22	賀藏首 入部・婦	
宝曆 8 (1758)	2.10	代 (不詳) 加藤泰衡 (41) ②	伊予大洲 60	柳原光綱 (48)・広橋兼胤 (44)	3.12~3.29	賀藏首	
宝曆 9 (1759)	2.5 12.12	代 細川利寛 (46) 代 淺野長泰 (28) 中山久貞 (36) ② 伊達村信 (40) ② 毛利広寛 (25) 京極貞矩 (42) 代 堀直亮 (43)	肥後新田 35 熊本 安芸広島新 30 広島 豊後細 70 伊子吉田 30 宇和島 周防殿山 30 萩 讃岐丸亀 51 越後村松 30	柳原光綱 (49)・広橋兼胤 (45) 柳原光綱 (49)・広橋兼胤 (45) 大条有榮 (35) 五江監仲 (30)	翌. 正. 25~2.14 〃 〃 〃	賀藏首・家重・飯任・家台・康任 賀藏首 〃 〃	

宝暦10(1760)	7.10	田村村隆 (24) 分部光雄 (24) 池田政員 (24) 仙石政長 (38) ② 稲葉泰通 (31) ② 代 浅野長泰 (29) 代 岩城隆基 (37)	陸奥一関 30 近江大津 20 備中国山新 15 但馬出石 58 豊後臼杵 50 安芸広島新 30 出羽亀田 20	勅 女院 准后	柳原光綱 (50)・広橋兼胤 (46) 柳波宗成 (37) 堀口基康 (55) 鷹司輔平 (22) 九条道前 (15)	8.29~9.8 " " " " 8.28~9.22 天徳寺 8.28~9.19 青松寺	家治将軍宣下 " " " " " " " " " " (※ 田村・仙石・稲葉の代り) (※ 分郡・池田の代り) 賀蔵首 (※ 2.29 朔により浅野長泰 (30) 広島新田 30 広島に交代) 賀家治継統	5.13 徳川家重胤居
宝暦11(1761)	2.6	加藤明兼 (41) 佐竹義道 (61) ⑤ 代 浅野長泰 (30)	近江大津 25 出羽田新 20 秋田 安芸広島新 30 広島	勅	広橋兼胤 (47)・柳小路公文 (49) 三条美綱 (54)	3.5~3.14 3.朔~3.14	賀蔵首 賀家治継統	
	6.朔	酒屋信繁 (22) ② 島津久柄 (28) ② 木下俊泰 (36) ② 大岡朝興 (53) 代 黒田長邦 (40) 代 黒田隆昌 (35)	陸奥奥郡 46 日向佐土原 27 鹿嶋島 豊後日出 25 下野黒羽 18 筑前秋月 50 福岡 摂津三田 36	勅 女院 親王 准后	兩關東親王 (45) 千種有相 (45) 万里小路政房 (33) 堀口基康 (56)	7.24~7.29 " " " " " " 青松寺	剛家重正一位太政大臣 " " " " " " " "	6.12 徳川家重胤
宝暦12(1762)	2.4	池田政香 (22) 代 九堀隆昌 (36)	備中国山新 25 岡山 摂津三田 36	勅	広橋兼胤 (48)・柳小路公文 (50)	3.朔~3.10	賀蔵首	7.12 徳川家重胤没 7.27 後校司天皇即位
宝暦13(1763)	2.3	田村村隆 (27) ② 代 藤波高雅 (18)	陸奥一関 30 石見津和野 43 伊勢入部 53 津	勅	広橋兼胤 (49)・柳小路公文 (51) 知恩院門跡尊親王入道親王 (23)	3.3~3.11 2.27~※ 天徳寺	賀蔵首・若君誕生 賀家治継統・※ 堀上寺入寺(亀井の鹿走役は 3.9 まです)	
明和元(1764)	3.13	伊達村信 (27) ② 木下利忠 (27) ② 織田信白 (55) ②	伊予吉田 25 備中足守 20	勅 女院 准后	広橋兼胤 (50)・柳小路公文 (52) 石井行忠 (49) 大原重徳 (40)	4.18~4.27 " " " "	賀蔵首 賀蔵首 " " " "	10.27 伝奏屋敷出火

安永 8 (1779)		脇坂安親 (41) 池田政直 (33)	播磨龍野 51 備中國山新 25 岡山		二条治孝 (25)	3.2~3.18 青松寺	寶家治繼統	2.24 徳川家基 (家治世子) 没
	2.13	相島忠胤 (46) 秋月種茂 (37)	陸奥中村 60 日向高嶺 27	勸院			参向せず	
	7.6	加藤泰候 (18) 池田政直 (34) ②	肥前鹿島 20 佐賀 伊予大洲 25 岡山	勸院	油小路隆前 (50)・久我昌通 (38)	8.29~9.7	寶藏首	10.29 後醍醐天皇没 11.25 光格天皇即位
安永 9 (1780)	7.24	細川立丸 (25) 秋月種茂 (38) ②	肥後宇土 30 熊本 日向高嶺 27	勸院	油小路隆前 (51)・久我昌通 (37)	8.28~9.19	寶藏首・踐祚・家治転任	《8.13 馳走経費節減令》
		毛利匡芳 (23) ② 浅野長昌 (36) ②	長門長府 47 萩 安芸広島新 30 広島	勸院	四辻公享 (53) 高江藩長 (41)			
		相良長寛 (28) 仙石久行 (34)	肥後人吉 22 佐田出石 58	新女院／准后	樹園夷綱 (54)／藤谷為歌 (30)			
天明元 (1781)	9.5	分那光晴 (44) 藤室高藤家 (18)	近江大溝 20 伊勢大井 53 津	勸院	油小路隆前 (52)・久我昌通 (38)	10.朔~10.10	寶藏首・即位等 (※任命直後発病、京極高中 (28) 讃岐丸亀 51 に交代)	
		森忠實 (22) 大岡卿輔 (27)	播磨赤穂 20 下野黒羽 18	勸院	難波宗城 (58) 鳥丸光相 (36)		青松寺	
		細川立丸 (27) 京極高中 (28)	肥後宇土 30 熊本 讃岐丸亀 51	新女院／大宮	冷泉為泰 (47)／日野實矩 (26)			
天明 2 (1782)	2.29	戸沢正良 (22) 織田信昌 (73) ③	出羽新庄 68 丹波新庄 20	勸院	油小路隆前 (53)・久我昌通 (39)	4.朔~4.19	寶藏首・家斉加冠叙任	
		関長誠 (38) 浅野忠康 (15)	備中新見 18 信濃高島 30	院 女院	四辻公享 (55) 庭田重綱 (26)		青松寺	
		秋田傳季 (32) 堀直義 (68)	陸奥三春 50 越後村松 30	新女院／大宮	持明院宗時 (51)／三室戸光村 (44)			
天明 3 (1783)	正. 25	鍋島直温 (18) 市橋長健 (53)	肥前蓮池 52 佐賀 近江仁正寺 17	勸院	油小路隆前 (54)・久我昌通 (40)	2.25~3.3	寶藏首	
		龍田長以 (32)	志摩桑羽 30					
天明 4 (1784)	正. 27	加藤泰候家 (25) ② 池田政直 (39) ③	伊予大洲 新 25 岡山 安芸広島新 30 広島	勸院	油小路隆前 (55)・久我昌通 (41)	閏正. 28~2.6	寶藏首 (※閏正. 17 服喪により、浅野長昌 (40) 安芸広島新 30 広島に交代)	
		浅野長昌 (40)						
天明 5 (1785)	正. 29	龜井矩實 (20)	石見津和野 43	勸院	油小路隆前 (56)・久我昌通 (42)	3.朔~3.7	寶藏首	
		細川利庸 (32)	肥後新田 35 熊本					
		仙石久行 (33)	佐田出石 58					
天明 6 (1786)	2. 朔	鍋島直茂 (31) ② 島津忠持 (21)	日向佐土原 27 鹿児島 備中足守 25	勸院	油小路隆前 (57)・久我昌通 (43)	2.29~3.6	寶藏首	
		木下利彰 (21)						
享和期								
天明 6 (1786)	10. 3	稲葉弘通 (35) ② 毛利高綱 (32) ③	豊後臼杵 50 豊後萩伯 20	勸院	四國寺貫季 (44)	10.20~10.27	贈家治正一位太政大臣	9.8 徳川家治没
		相良長寛 (36) ②	肥後人吉 22	院 女院	橋本基親 (61)		青松寺	
		龍田長以 (35)	志摩桑羽 30		庭田重綱 (30)／芝山持豊 (45)			
天明 7 (1787)	2.12	鍋島直温 (22) ② 大村純鎮 (29) ②	日向高嶺 27 肥前大村 27	勸院	油小路隆前 (58)・久我昌通 (44)	4.7~4.20	寶藏首・家斉得軍宣下	
		松平直義 (34)	出雲松江 30 松江					
		黒田長舒 (23)	筑前秋月 50 福岡		難波宗城 (64)		青松寺	
		秋月種茂 (45)	日向高嶺 27		千種有政 (45)／壬生基實 (63)			
		細川利庸 (34)	肥後新田 35 熊本		二条治孝 (34)	4.5~4.21 天徳寺	家斉得軍宣下	
天明 8 (1788)	2. 2	毛利就綱 (39) ② 木下利彰 (23)	肥前徳山 30 萩 備中足守 25	勸院				
寛政元 (1789)		森忠實 (29)	播磨赤穂 20					
寛政 2 (1790)		御馳走入任命無し						
								正. 晦 京大火、禁裏・二条城炎上
								正. 29 青崎門院 (大女院) 没

寛政3(1791)	正. 16	秋月種徳 (29)	日向高嶺 27	勲院	万里小路政房(63)・久我信通(48)※ (正親町公明(48)※)	3.26~4.4 ※病氣につき不参向	賀藏首 (※向伝奏親院使)	〔正. 16 参向公卿暨近衛方改正〕
	11.23	代 田村政幸 (29)	備中岡山新15 岡山 陸奥一関 30 仙台	勲院	万里小路政房(63)・正親町公明(48)	翌 2.27~間 2.7	賀藏首	《年頭使馳走役任命日まる》
寛政4(1792)	11.24	代 桑忠實 (26)② 代 関隆誠 (47)	備中足守 25 播磨赤穂 20 備中真見 18	勲院	柳小路定箱(49)	〃	〃	
寛政5(1793)	8.11	代 仙石久道 (19) 代 龜島直宣 (31)	石見津和野 43 肥前三田 36 丹波郡松 26	勲院	翌春、柳使・院使参向せず(翌10月参向)	〃	〃	
寛政6(1794)	8.3	代 田村實孝※ (32) 代 堀民民 (18) 代 細山田徳 (38) 代 森次温 (28) 代 浦口直徳 (17) 代 六郷政運 (31)	信濃一関 20 仙台 常陸公田部16 播磨三日月15 越後新免田50 出羽本庄 20 越後新免田50 越後赤松 30	勲院 勲院 勲院 中宮	御修寺経造(47)・千種有政(52) 柳小路定箱(52) 今出川実徳(41) 日野資矩(39)	10.25~11.3 〃 〃 〃	賀藏首 賀藏首 (※病氣につき名代上杉兵部が勤める) 中宮入内 〃	尊号一件により中山愛親(52)・正親町公明(49)召喚2.10~3.10在府3.7以降は青松寺逗留 正. 10江戸入火
寛政7(1795)	12.25	代 仙石久道 (21) 代 堀直方 (29) 代 五島盛通 (43) 代 毛利親訓 (46)	越後村松 30 佐馬出石 58 肥前蒲江 12 周防徳山 30 萩	勲院	御修寺経造(48)・千種有政(53) 柳小路定箱(53)	翌 3.18~3.28 〃 〃 〃	賀藏首 賀藏首 賀藏首 賀藏首	11. 恭奉礼門院(女院)没
寛政8(1796)	12.26	代 仙石久道 (23)② 代 南郷直真 (17) 代 大田居勝清(46) 代 鍋島直吉 (35) 代 山内豊泰 (32) 代 土方義田 (19)	佐馬出石 58 陸奥八戸 20 下野大田原 11 肥前島島 20 佐賀 土佐新田 13 高知 伊勢旗野 11	勲院 中宮	御修寺経造(49)・千種有政(54) 西洞院信庸(39) 広瀬勘定(27) 大炊御門家孝(50)	翌 2.27~3.8 〃 〃 翌 2.27~3.10 青松寺	賀藏首・家慶元服 賀藏首 賀藏首 賀藏首	
寛政9(1797)	12.26	代 藤室高亮 (17) 代 九尾隆郷 (18) 代 中川久持 (22) 代 池田中雅 (18) 代 京極高十 (44) 代 伊達村芳 (20)	伊勢久居 53 津 丹波綾部 19 豊後岡 70 因幡東館新30 鳥取 讃岐丸亀 51 伊予吉田 51	勲院	御修寺経造(50)・千種有政(55) 柳小路定箱(55) 一条忠良(24) (西洞寺賞季(55))病により参向延引	翌 3.3~3.13 〃 翌 3.2~3.19 〃	賀藏首 賀藏首 賀藏首 賀藏首	
寛政10(1798)	12.23	代 亀井相隆 (33)③ 代 山内豊泰 (34) 代 間部忠純 (29) 代 松平直義 (45) 代 池田定常 (32)	石見津和野 43 土佐新田 13 高知 越前松江 50 出雲松江 30 松江 因幡西館新20 鳥取	勲院	御修寺経造(51)・千種有政(56) 西洞院信庸(41) 西洞寺賞季(56)※病氣により長逗留	翌 3.2~3.12 〃 翌 3.5~3.26 天徳寺 〃	賀藏首 賀藏首 賀藏首 賀藏首	
寛政11(1799)		御馳走人任命無き						
寛政12(1800)	6.28	代 細川立之 (17) 代 池田政泰 (29)② 代 毛利高隆 (46)	肥後宇土 30 熊本 備中岡山新15 岡山 豊後佐伯 20	勲院	御修寺経造(53)・千種有政(58) 柳小路定箱(58)	8.29~9.10 〃	賀藏首 賀藏首 賀藏首	
享和元(1801)	正. 24	代 稲葉雅通 (26) 代 池田政泰 (30) 代 細川興徳 (43)	豊後臼杵 20 岡山 備中岡山新25 岡山 常陸公田部16	勲院	御修寺経造(54)・千種有政(59) 柳小路定箱(59)	3.28~4.8 〃	賀藏首 賀藏首 賀藏首	
享和2(1802)	12.25	代 木下俊泰 (30) 代 島津忠持 (36) 代 毛利元義 (18) 代 毛利高誠 (27) 代 田村宗頼 (19)	豊後日出 25 日向佐土原27 鹿兒島 長門庄府 50 萩 豊後佐伯 20 陸奥一関 30 仙台	勲院 勲院 勲院	御修寺経造(54)※・千種有政(60) 平松時章(49)	翌 3.朔~3.7 〃 翌 朔正. 27~2.5 〃	賀藏首 賀藏首 (※病氣につき不参向) 賀藏首 賀藏首	
享和3(1803)	12.26	代 伊達村芳 (27) 代 関隆誠 (27)	伊予吉田 18 備中真見 18	勲院	柳小路定箱(61) 廣小路定箱(61)	翌 2.28~3.7 〃	賀藏首 賀藏首	

文化元(1804)	12.24	代 九尾路園 (23)	堀江三田 36	物 院	広橋伊光(60)・千種有政(62)	翌 3.11~3.20	賀藏首	
		田村宗頼 (21)	播磨一岡 30		平松時章(61)	翌 3.10~3.28	賀藏首	
		森定義 (18)	播磨三日 13		妙法院門跡良仁入道親王(37)	天徳寺	賀藏首	
		相良頼徳 (31)	肥後入吉 22		三寶院門跡高演(40)	円福寺	賀藏首	
		代 岩城隆盛 (40)	出羽亀田 20				賀藏首	
		代 堀親善 (19)	信濃飯田 20				賀藏首	
文化2(1805)	12.24	代 松平勝升 (27)	下総多古 12	物 院	広橋伊光(61)・千種有政(63)	翌 2.27~3.5	賀藏首	
		代 加藤泰清 (21)	伊予大洲 60				賀藏首	
		代 木下利徳 (17)	備中足守 25	院	梅小路定福(68)	翌 2.27~3.28	賀藏首	
文化3(1806)	12.25	代 松平直寛 (24)	陸奥三春 50	物 院	広橋伊光(62)・千種有政(64)	翌 2.27~3.28	賀藏首	
		代 秋田孝季 (20)	陸奥三春 50		平松時章(58)	翌 2.26~3.2	賀藏首	
		代 秋月種徳 (44)②	日向高嶺 27	院	聖應院門跡良仁入道親王(43)	翌 2.26~3.2	賀藏首	
		代 稻葉通通 (27)	陸奥八戸 20	物 院	広橋伊光(63)・千種有政(65)	翌 3.27~3.7	賀藏首	
文化4(1807)	12.23	代 茂野良清 (37)	安芸広島新30 広島	物 院	梅小路定福(65)	翌 3.27~3.7	賀藏首	
		代 小田英男 (34)②	肥後宇土 30				賀藏首	
		代 細川亨之	肥後宇土 30				賀藏首	
文化5(1808)	2.25	代 堀親直 (44)③	肥前鹿池 52	物 院	広橋伊光(65)・千種有政(67)	4.28~5.6	賀藏首	
文化6(1809)		代 山内豊武 (24)	土佐新田 13	院	平松時章(56)	翌 2.28~3.6	賀藏首	
		代 堀親善 (24)	信濃飯田 20	東宮	鳥丸資重(38)	翌 2.28~3.6	賀藏首	
	12.25	代 伊東祐民 (18)	日向成肥 51	物 院	広橋伊光(66)・千種有政(67)	翌 3.2~3.10	賀藏首	
		代 森忠敬 (16)	播磨赤穂 20		唐橋在照(53)	翌 3.2~3.10	賀藏首	
		代 戸沢正親 (18)	出羽新庄 68				賀藏首	
文化7(1810)		代 堀親直	肥後宇土 30				賀藏首	
文化8(1811)	6.9	代 戸沢正親 (20)	出羽新庄 68	物 院	広橋伊光(67)・六条有庸(60)	8.28~9.7	賀藏首	
		代 毛利弘頼 (35)	周防鹿山 70		平松時章(38)	翌 2.28~3.6	賀藏首	
	12.24	代 中川久資 (25)	豊後國 30	物 院	唐橋在照(55)※	翌 2.27~3.11	賀藏首	
		代 堀親直	肥後新田 35		唐橋在照(55)※	翌 2.27~3.11	賀藏首	
		代 堀親直	肥後新田 35		唐橋在照(55)※	翌 2.27~3.11	賀藏首	
文化9(1812)		代 堀親直	肥後新田 35		唐橋在照(55)※	翌 2.27~3.11	賀藏首	
文化10(1813)	正.26	代 黒田長親 (25)	筑前秋月 50	物 院	広橋伊光(68)・六条有庸(62)	4.15~4.22	賀藏首	
		代 毛利高幹 (19)	豊後佐伯 20		平松時章(60)	翌 3.13~3.22	賀藏首	
	12.25	代 秋月種任 (23)	日向高嶺 27	物 院	六条有庸(62)・山科忠言(52)	翌 3.12~3.27	賀藏首	
		代 堀親直 (23)	肥後赤松 30		通善光院門跡尊深(30)	翌 4.24~5.20	賀藏首	
文化11(1814)	10.2	代 堀親直 (48)	日向成肥 51		近衛基前(32)	翌 4.27~5.16	賀藏首	
		代 堀親直 (49)④	石見津和野 43		近衛基前(32)	翌 4.27~5.16	賀藏首	
		代 堀親直 (20)	豊後日出 25		近衛基前(32)	翌 4.27~5.16	賀藏首	
		代 堀親直 (24)	日向高嶺 27		近衛基前(32)	翌 4.27~5.16	賀藏首	
		代 小田英男 (41)	丹波國 26		近衛基前(32)	翌 4.27~5.16	賀藏首	
		代 池田直義 (43)	備中国山形 25		近衛基前(32)	翌 4.27~5.16	賀藏首	
	12.25	代 堀親直 (16)	越後新庄 50	物 院	六条有庸(63)・山科忠言(53)	翌 3.28~4.6	賀藏首	
		代 堀親直 (18)	肥後宇土 30				賀藏首	
文化12(1815)	12.24	代 堀親直 (28)②	肥後新田 58	物 院	六条有庸(64)・山科忠言(54)	翌 3.29~4.9	賀藏首	
		代 堀親直 (42)②	播磨赤穂 22		冷泉為訓(52)	翌 3.29~4.9	賀藏首	
		代 堀親直 (22)②	播磨赤穂 20	東宮	庭田重能(34)	翌 3.29~4.9	賀藏首	
		代 堀親直 (29)	出羽秋田新 20				賀藏首	
文化13(1816)		代 堀親直	肥後宇土 30				賀藏首	
文化14(1817)	2.7	代 堀親直 (35)②	出羽秋田新 30	物 院	六条有庸(66)・山科忠言(56)	4.29~5.7	賀藏首	
		代 堀親直 (31)	出羽秋田新 20		平松時章(64)	翌 2.27~3.8	賀藏首	
	12.18	代 堀親直 (27)	肥前平戸 61	物 院	山科忠言(56)・広橋在照(48)	翌 2.27~3.8	賀藏首	

天保12(1839)	代 市橋長箱 (24)	近江仁正寺 17		代 橋尾綱定 (60)・甘露寺国長 (59)	聖 2.27~3.7	賀藏首	
	代 中川久枝 (30)	豐後國 70	勸 院	日野實愛 (59)	〃	〃	
天保元(1830)	代 船直矢 (33)	豐後守土 30 熊本		甘露寺国長 (60)・徳大寺実堅 (41)	聖 2.28~3.8	賀藏首	
	船直矢 (33)	豊後村松 30	勸 院	高倉永雅 (47)	〃	〃	
天保2(1831)	代 毛利元泰 (46)	肥前鹿島 50 枚		甘露寺国長 (61)・徳大寺実堅 (42)	聖 2.28~3.7	賀藏首	
	毛利元泰 (46)	肥前鹿島 50 枚	勸 院	甘露寺実堅 (52)	〃	〃	
天保3(1832)	代 池田仲雄 (34)②	肥前小城 18		甘露寺国長 (62)・徳大寺実堅 (43)	聖 2.晦~3.7	賀藏首	
	池田仲雄 (34)②	肥前小城 18	勸 院	甘谷為術 (49)	〃	〃	
天保4(1833)	代 龜島直幸 (35)③	肥前通連 52 佐賀		甘露寺国長 (63)・徳大寺実堅 (44)	聖 3.朔~3.8	賀藏首	
	龜島直幸 (35)③	豊後佐伯 50 箱岡	勸 院	甘谷為術 (50)	〃	〃	
天保5(1834)	代 大留島通雄 (47)②	伊勢久居 52 津		甘露寺国長 (64)・徳大寺実堅 (45)	聖 2.27~3.5	賀藏首	
	大留島通雄 (47)②	安芸近江新30 広島	勸 院	甘露寺為術 (51)	〃	賀藏首	
天保6(1835)	代 黒田良元 (23)	筑前秋月 13 高知		甘露寺国長 (65)・徳大寺実堅 (46)	聖 2.25~3.3	賀藏首	
	黒田良元 (23)	土佐新田 60	勸 院	日野實愛 (56)	〃	賀藏首	
天保7(1836)	代 木下利愛 (32)	備中足守 25		徳大寺実堅 (47)・日野實愛 (57)	聖 2.25~3.3	賀藏首	
	木下利愛 (32)	讃岐丸亀 51	勸 院	徳大寺実堅 (58)	〃	賀藏首	

養應期

天保8(1837)	6.18	細山利用 (30)	肥後新田 35 熊本	勸 院	徳大寺実堅 (48)・日野實愛 (58)	8.28~9.9	家慶寺御宣下・左大臣、家定佐行大侍	4.2 徳川家斉隠居
		細山利用 (41)②	越後村松 30	勸 院	徳大寺実堅 (49)	〃	〃	
		細山利用 (27)②	備前岡山新25 岡山	勸 院	徳大寺実堅 (50)	〃	〃	
		細山利用 (20)	播磨赤穂 61	勸 院	徳大寺実堅 (51)・日野實愛 (61)	9.朔~9.11	賀藏首	4.16 結仁親王(孝明)立所
		伊東祐相 (26)	日向肥前 26	勸 院	徳大寺実堅 (52)	〃	〃	
		小出英亮 (28)	丹波國部 26	勸 院	徳大寺実堅 (53)	〃	〃	
		代 南部信泰 (33)	陸奥盛岡新11 盛岡	勸 院	徳大寺実堅 (54)	聖 2.26~3.3	賀藏首	
		鍋島直義 (38)③	肥前小城 73 佐賀	勸 院	徳大寺実堅 (55)	〃	賀藏首	
		京極高行 (44)	信馬豊岡 15	勸 院	徳大寺実堅 (56)	聖 2.2~?	賀藏首	
		小出英亮 (28)②	丹波國部 26	勸 院	徳大寺実堅 (57)	〃	賀藏首	
		代 小出英亮 (37)	丹波國部 19	勸 院	徳大寺実堅 (58)	聖 2.25~3.3	賀藏首	
天保9(1838)	12.25	溝口直輝 (23)	越後新田 50	勸 院	徳大寺実堅 (59)	〃	賀藏首	
		分部光貞 (23)	近江大溝 20	勸 院	徳大寺実堅 (60)	〃	賀藏首	
天保10(1839)	3.7	松平忠実 (37)	豊後肥前 45	勸 院	徳大寺実堅 (61)・日野實愛 (62)	9.朔~9.11	賀藏首	4.16 結仁親王(孝明)立所
		相良俊福 (17)	肥後入吉 22	勸 院	徳大寺実堅 (62)	〃	賀藏首	
		木下俊英 (39)②	豊後白出 25	勸 院	徳大寺実堅 (63)	〃	賀藏首	
		代 中川久枝 (41)	豊後國 70	勸 院	徳大寺実堅 (64)	〃	賀藏首	
		龜井茲監 (16)	石見津和野 43	勸 院	徳大寺実堅 (65)	〃	賀藏首	
		代 岩城隆喜 (33)	近江水口 25	勸 院	徳大寺実堅 (66)	〃	賀藏首	
		代 岩城隆喜 (50)	出羽亀田 20	勸 院	徳大寺実堅 (67)	〃	賀藏首	
天保12(1841)	2.22	龜井茲監 (17)②	石見津和野 15 岡山	勸 院	徳大寺実堅 (68)	3.10~3.16	賀藏首	問正、晦 徳川家斉(大御所)没
		池田政和 (21)	備前岡山新15 岡山	勸 院	徳大寺実堅 (69)	〃	賀藏首	
		佐竹義純 (40)②	出羽秋田新20 秋田	勸 院	徳大寺実堅 (70)	〃	賀藏首	
		代 加藤明邦 (34)	近江水口 25	勸 院	徳大寺実堅 (71)	〃	賀藏首	
		代 岩城隆喜 (51)	出羽亀田 20	勸 院	徳大寺実堅 (72)	〃	賀藏首	
		通田仲雄 (37)②	因幡東館新30 鳥取	勸 院	徳大寺実堅 (73)	〃	賀藏首	
		代 中川久枝 (22)	豊後國 70	勸 院	徳大寺実堅 (74)	〃	賀藏首	
		代 大留島通雄 (55)	豊後國 12	勸 院	徳大寺実堅 (75)	〃	賀藏首	
		伊予大洲 60	伊予大洲 60	勸 院	徳大寺実堅 (76)	〃	賀藏首	
		毛利元泰 (26)	毛利元泰 (26)	勸 院	徳大寺実堅 (77)	〃	賀藏首	

天保13(1842)	12.28	池田中律 (37)③	因幡東前新 30 鳥取	勅	徳大寺実堅(52)・日野資愛(62)	翌 2.23～3.2	賀藏首	
天保14(1843)	6.15	諏訪忠藏 (22)	信濃高島 30	勅	徳大寺実堅(54)・日野資愛(64)	8.21～9.3	賀藏首	4.13～4.21 家慶日光社参
弘化元(1844)		代 木下俊茂 (42)	隠岐白田 25					5.10江戸城本丸焼失
弘化2(1845)	8.3	九尾隆徳 (46)	摂津三田 36	勅	徳大寺実堅(56)・(日野資愛(66)※)	9.25～10.3	賀藏首	<※ 日野病氣により不参加>
		毛利元壽 (30)	丹波徳山 40 萩		仁和寺門跡・清仁入道親王(49)	9.24～10.17	賀藏統	
12.27	代 細直典 (49)	越後村松 30	勅	(徳大寺実堅(56)・坊城俊明(64))	<翌春仁孝天皇没により参向延期>			
弘化3(1846)	伊達宗孝 (25)	伊予吉田 30 宇和島						
7.2	代 細川利治 (38)	肥後新田 35 熊本	勅	徳大寺実堅(57)・坊城俊明(65)	10.26～11.5	賀藏首	1.26 仁孝天皇没 2.13 孝明天皇崩御	
	秋月純政 (30)	日向高橋 27		大東院門跡隆盛(36)	10.25～11.1	賀藏統		
	毛利元通 (30)	長門長府 50 萩						
	代 亀井益壽 (22)	石見津和野 43						
11.18	清口直壽 (28)②	越後新発田 50		知恩院門跡尊超入道親王(45)	翌正、23～2.16	家斉七回忌	6.20 新清和院(光格中宮)没	
弘化4(1847)	代 松浦剛 (35)	肥前平戸 61					10.13 新羽平門院(仁孝大御)没	
嘉永元(1848)	正、16 細直典 (52)③	越後村松 30	勅	三条実万(47)・坊城俊明(67)	3.21～4.朔	賀藏首		
	代 細川利治 (41)	肥後新田 35 熊本						
12.24	田村邦行 (29)	陸奥一関 30 仙台	勅	三条実万(47)・坊城俊明(67)	翌 2.28～3.7	賀藏首		
	南部信綱 (35)	陸奥入戸 20	勅	広橋光成(52)	〃	女御入内		
	池田清直 (37)	因幡西館新 20 鳥取	女御	堀河康親(52)	〃	〃		
嘉永2(1849)	代 池田直壽 (30)	越後新発田 50	勅	三条実万(48)・坊城俊明(68)	翌 2.26～3.5	賀藏首		
12.27	池田政立 (14)	備中国山所 25 岡山						
	代 木下利恭 (18)	備中足守 25	勅	三条実万(49)・坊城俊明(69)	翌 2.25～3.4	賀藏首		
嘉永3(1850)	代 松平直房 (34)	出雲広瀬 30 松江	勅	三条実万(50)・坊城俊明(70)	翌 2.29～閏2.7	賀藏首		
12.26	代 清口直壽 (32)	越後新発田 68	勅					
嘉永4(1851)	代 戸沢正実 (20)	出羽新庄 50 庄	勅					
嘉永5(1852)	代 浅野長綱 (40)	安芸広島新 30 広島	勅	三条実万(51)・坊城俊明(71)	翌 2.26～3.5	賀藏首		
12.26	毛利元通 (26)	長門長府 50 萩	勅					
家定期								
嘉永6(1853)	8.7 浅野長綱 (42)	安芸広島新 30 広島	勅	徳大寺実堅(64)	8.18～8.25	贈家慶正一位太政大臣・諡号	6.22 徳川家慶没	
	伊達宗孝 (33)②	伊予吉田 30 宇和島	准后	綾小路格實(30)	〃	〃		
	代 木下利恭 (22)	備中足守 25						
	10.9 島津忠寛 (26)	日向佐土原 27 鹿児島	勅	三条実万(52)・坊城俊明(72)	11.21～12.2	家定将軍宣下		
	山内豊賢 (47)③	土佐新田 13 高知	准后	飛島井雅典(29)	11.19～12.5	〃		
	藤堂高樹 (44)②	伊勢久居 53 津		九条尚忠(36)	11.19～12.12	〃		
	細直典 (57)④	越後村松 30		一条忠告(42)		〃		
	代 細川元明 (22)	肥後守土 30 熊本						
	代 小出英教 (25)	内親郡部 26						
安政元(1854)	御馳走入任命無し							
安政2(1855)	御馳走入任命無し							
安政3(1856)	7.11 稲葉親通 (18)	豊後臼杵 50	勅	(三条実万(55)・東坊城聡長(58))	秋に年頭勅使参向予定するも禁裏火災のため参向せず		4.6 禁裏火災	
	代 大田原富清(21)	下野大田原 11						
12.24	稲葉親通 (18)②	豊後臼杵 50	勅	三條実万(55)・東坊城聡長(58)	翌 2.27～3.5	賀藏首	7.6 新待賢門院(孝明母・准后)没	
	代 大田原富清(21)	下野大田原 11					8.25 江戸城崩壊	
安政4(1857)	御馳走入任命無し							
家定期								
安政5(1858)	8.23 伊達宗孝 (38)③	伊予吉田 30 宇和島	勅	広橋忠礼(35)	9.6～9.13	贈家慶正一位太政大臣・諡号	7.6 徳川家定没	
	佐竹義雄 (22)	出羽秋田新 20 秋田	准后	久世通熙(41)	〃	〃		
	代 細川興實 (27)	常陸谷田部 16						
10.29	秋月純政 (42)②	日向高橋 27	勅	広橋光成(62)・万里小路正房(57)	11.28～12.7	家慶将軍宣下		
	六卿政政 (31)	出羽本庄 20	准后	堀河親賢(37)	〃	〃		

	溝口直清 (40) ③ 亀井益監 (34) ③ 代 毛利高泰 (44) 代 市橋長和 (38) 代 浅野長興 (17) 代 相良親基 (19)	越後新発田 50 石見津和野 43 豊後板根 20 近江正寺 17 安芸広島新 30 広島 肥後人吉 22		近衛忠房 (21) 二条齊敏 (45)	11.27～12.11 善福寺 11.28～12.16 天徳寺	〃 〃	
安政 6 (1859)	2.8		勅	広橋光成 (63)・坊城俊克 (58)	3.19～3.27	賀藏首	
万延元 (1860)		御馳走入任命無し					
文久 2 (1861)	8.17	加藤泰社 (18) 溝口直清 (43) ④ 池田中健 (21) 島津忠寛 (34) ② 代 堀直重 (19)	勅	広橋光成 (65)・坊城俊克 (60) 中山忠能 (53) 橋本実龍 (53) 岩倉具親 (37)	11.16～? 〃 〃 〃	賀藏首・祐宮親王宣下 和宮入興 〃 〃	
文久 2 (1862)	5.19	分部光貞 (47) ② 代 仙石久利 (43)	勅	大原重徳 (62)	6.7～?	慶喜・慶永参用の勅諭	2.11 家茂・和宮婚礼
	8.28	浅野長興 (21) ② 佐竹義康 (26) ② 秋月朝成 (46) ③ 代 仙石久利 (43)	勅 親王 准后	(広橋光成 (66)・坊城俊克 (61)) (御前光愛 (45)) (唐橋在光 (36))	〈参向延期、10.13 馳走役再任命〉		
	10.13	秋月朝成 (46) ④ 佐竹義康 (26) ③ 代 松平長興 (21)	勅 副	三条実美 (26) 姉小路公知 (24)	10.28～12.7 〃	親良の勅諭 〃 (※11.21 池田政礼 (14) 備中岡山新 15 岡山に交代) (※11.21 山内豊福 (27) 土佐新田 13 高知に交代)	2.13～6.16 家茂上洛 正. 15～5.7 家茂上洛 間 5.22～ 家茂上洛
文久 3 (1863)							
元治元 (1864)							
慶応元 (1865)							
御馳走入任命無し							

慶喜期

慶応 2 (1866)		御馳走入任命無し					7.20 家茂没 (於大坂) 12.5 慶喜得参宣下 (於京都)
慶応 3 (1867)							10.14 大政奉還